

令和2年12月7日12月三次市議会定例会を開議した。

1 出席議員は次のとおりである（24名）

1番 重 信 好 範	2番 山 田 真一郎	3番 増 田 誠 宏
4番 徳 岡 真 紀	5番 掛 田 勝 彦	6番 中 原 秀 樹
7番 月 橋 寿 文	8番 伊 藤 芳 則	9番 山 村 恵美子
10番 宍 戸 稔	11番 新 田 真 一	12番 藤 岡 一 弘
13番 横 光 春 市	14番 鈴 木 深由希	15番 黒 木 靖 治
16番 藤 井 憲一郎	17番 弓 掛 元	18番 保 実 治
19番 大 森 俊 和	20番 竹 原 孝 剛	21番 齊 木 亨
22番 杉 原 利 明	23番 新 家 良 和	24番 小 田 伸 次

2 欠席議員は次のとおりである

な し

3 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名（24名）

市 長 福 岡 誠 志	副 市 長 堂 本 昌 二
副 市 長 堀 川 亮	総 務 部 長 細 美 健
経営企画部長 宮 脇 有 子	地域振興部長 中 原 みどり
市民部長 上 谷 一 巳	福祉保健部長 牧 原 英 敏
子育て支援部長 松 長 真由美	市民病院部 事務部長 片 岡 光 子
産業振興部長 併農業委員会事務局長 中 廣 晋	建設部長 坂 井 泰 司
水道局長 明 賀 浩 富	危機管理監 川 村 道 典
教 育 長 松 村 智 由	教 育 次 長 甲 斐 和 彦
君田支所長 小 田 邦 子	布野支所長 長 田 瑞 昭
作木支所長 矢 野 美由紀	吉舎支所長 伊 達 浩 史
三良坂支所長 古 野 英 文	三和支所長 曲 田 憲 司
甲奴支所長 秋 山 和 宏	監査事務局 併選挙管理委員会事務局長 新 田 泉

4 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名（4名）

事 務 局 長 池 本 敏 範	次長兼議事係長 明 賀 克 博
政務調査係長 石 田 和 也	政務調査主任 中 田 秋 子

5 会議に付した事件は次のとおりである

日程番号	議案番号	件名
第 1		<p>一 般 質 問</p> <p>横 光 春 市</p> <p>齊 木 亨</p> <p>新 田 真 一</p> <p>竹 原 孝 剛</p> <p>保 実 治</p> <p>宍 戸 稔</p> <p>黒 木 靖 治</p> <p>伊 藤 芳 則</p> <p>小 田 伸 次</p> <p>藤 井 憲一郎</p> <p>掛 田 勝 彦</p> <p>徳 岡 真 紀</p> <p>藤 岡 一 弘</p>

令和2年12月三次市議会定例会議事日程（第2号）

（令和2年12月7日）

日程番号	議案番号	件名
第 1		一 般 質 問
		横 光 春 市…………… 47
		齊 木 亨…………… 62
		新 田 真 一…………… 77
		竹 原 孝 剛…………… 90
		保 実 治……………103
		宍 戸 稔（延会）
		黒 木 靖 治（延会）
		伊 藤 芳 則（延会）
		小 田 伸 次（延会）
		藤 井 憲一郎（延会）
		掛 田 勝 彦（延会）
		徳 岡 真 紀（延会）
		藤 岡 一 弘（延会）



~~~~~ ○ ~~~~~

——開議 午前 9時30分——

○議長（新家良和君） 皆さん、おはようございます。

傍聴者の皆様及び視聴者の皆様には、お越し、または御視聴いただき、誠にありがとうございます。

本日から一般質問を13人の議員が行います。この一般質問を行う3日間については、議事の関係上、三次市議会会議規則第9条第2項により会議の開始を9時30分としています。

本市議会では、今定例会も新型コロナウイルス感染症予防の対策を講じて運営してまいります。マスクの着用、マスク着用での発言、また一般質問については各議員の質問が終わり次第、約10分間程度の休憩を取り、議場内の換気を行います。さらに、3密の状態を避けることから、傍聴席についても一部入場の制限をしています。御不便をおかけいたしますが、御協力のほどよろしくお願いいたします。

ただいまの出席議員数は24人であります。

これより本日の会議を開きます。

本日の会議録署名者として、伊藤議員及び山村議員を指名いたします。

本日の一般質問に当たり、竹原議員、保実議員から資料を画面表示したい旨、事前に申出がありましたので、これを許可しております。なお、資料の内容については事前に配付していますので、よろしくお願いいたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第1 一般質問

○議長（新家良和君） 日程第1、これより一般質問を行います。

順次質問を許します。

（13番 横光春市君、挙手して発言を求める）

○議長（新家良和君） 横光議員。

〔13番 横光春市君 登壇〕

○13番（横光春市君） 皆さん、おはようございます。真正会の横光春市でございます。議長のお許しを頂きましたので、質問させていただきます。

11月24日の全員協議会で、令和5年度までの実施計画と財政計画の説明を受けました。財政計画の中で疑問点について質問をし、今後の方向について質問してまいりたいと考えます。

さて、普通交付税でございますが、12月定例会、一般会計補正予算（第8号）（案）の説明では、普通交付税額は128億8,400万円と説明を行い、令和2年度の財政計画に示した普通交付税額は122億8,600万円と記載してあります。双方とも11月24日に示されたものであります。なぜ6億円の差が生じているのか、お伺いをいたします。また、3年度、4年度の欄では、交付税額が9億円余り、昨年度推計より増額しておりますが、何を原因として増額しているのか、2点についてお伺いをいたします。

（総務部長 細美 健君、挙手して発言を求める）

○議長（新家良和君） 細美総務部長。

〔総務部長 細美 健君 登壇〕

○総務部長（細美 健君） 例年、財政計画はその後の補正予算が考えられることから、策定年度の金額につきましては、前年度からの繰越分を加算した9月補正予算時点の金額を用いております。御指摘の令和2年度の普通交付税の交付決定額は、おっしゃられましたように約128億8,500万円でございますが、財政計画では、先ほど申し上げましたように、令和2年度の9月補正時点の金額を使わせていただいております。また、昨年度策定の財政計画と今年度策定の財政計画を比較いたしますと、令和3年度及び4年度の普通交付税が増額をして推計しているところでございます。これは、普通交付税につきましては三次市の行政需要を算定いたしました基準財政需要額、いわゆる歳出でございます、と税金などの三次市の標準的に収入できる基準財政収入額、歳入でございます、これの差額、引き算をしたものに交付税はなりますけれども、令和3年度以降の普通交付税は、新型コロナウイルス感染症の影響によりまして、税金の落ち込みを考慮しております。これに伴いまして、基準財政収入額、いわゆる税金が減って歳入が減る、それが減少したことから総体的に増額したものでございます。

（13番 横光春市君、挙手して発言を求める）

○議長（新家良和君） 横光議員。

〔13番 横光春市君 登壇〕

○13番（横光春市君） ということは、普通交付税額というのは毎年度のローリングの中で金額が変わってくるというふうに理解をさせていただきます。

さて、特別交付税について、さきの全員協議会で広島広域都市圏へ加入すると特別交付税額が上限額で1,500万円の財政措置が講じられると説明がありました。本件は、推計の中にこの上限額1,500万円の財政措置を加えて計上してあるのかどうか、お伺いをいたします。

（総務部長 細美 健君、挙手して発言を求める）

○議長（新家良和君） 細美部長。

〔総務部長 細美 健君 登壇〕

○総務部長（細美 健君） 特別交付税の推計につきまして、先ほど御指摘の広島広域都市圏への加入に伴う金額のほうは、算定・算入はしておりません。特別交付税で算入される経費は、広島広域都市圏に係る事業をしたときに、その事業の歳出に応じて、算入率は80%でございますけれども、一定割合が措置されるものでございます。全員協で説明がありましたのは、上限額1,500万円でございますが、歳出をしたものに対して歳入が入ってくるということから、歳入歳出ともに、この広島広域都市圏に係るものは算入をしていないところでございます。

（13番 横光春市君、挙手して発言を求める）

○議長（新家良和君） 横光議員。

〔13番 横光春市君 登壇〕

○13番（横光春市君） ということは、特別交付税については実績に基づいて何かされるということに理解をさせていただきます。

さて、財政計画の中で大きく推計に差が見えるのは、人件費の職員給与であります。元年度推計、令和2年度は38億円、3年度が39億円の計上をしているのに、今年度推計では2年度が27億円、3年度が26億円と大きく減額推計となっております。どのような理由によって大きく推計が変わっているのか、お伺いをいたします。

(総務部長 細美 健君、挙手して発言を求める)

○議長(新家良和君) 細美部長。

[総務部長 細美 健君 登壇]

○総務部長(細美 健君) 昨年度、策定いたしました財政計画の職員給の欄につきましては、会計年度任用職員制度が新しく導入されたことによりまして、それまで物件費に分類しておりました臨時職員の方の賃金が人件費の職員給になるものと見込んで、相当額をその欄に、約10億円でございますけれども、加算したところでございます。しかしながら、会計年度任用職員の雇用形態から考えますと、職員給に加算するものと同じ人件費ではありますが、職員給に加算しないものがございます。いわゆるフルタイムの方か、そうでないかによって分類がされることとなりますけれども、全てが職員給にならないということ。それから、昨年度のその1つ前、30年度までは人件費の中に入っていなかったことを考え合わせまして、全てが職員給にならないので、会計年度任用職員と正規職員が混在するという状況が生まれるということを考えまして、その区分けを明確にできるよう、今年度改めて正規職員のみを職員給に表示させていただいたところでございます。このため、分類を変えたために差異が生じておるものでございます。ちなみに、会計年度任用職員の人件費自体は人件費の中には含まれております。

(13番 横光春市君、挙手して発言を求める)

○議長(新家良和君) 横光議員。

[13番 横光春市君 登壇]

○13番(横光春市君) 前年度と比較をして大きく差が生じている場合、説明が不足していると、財政計画そのものに疑念を抱くということになっていくわけでありまして。今後、財政計画の計上の仕方を変更することはないのか、あるいは変更したときには説明が必要だと思っております、どのようにしていくのか、お伺いをいたします。

(総務部長 細美 健君、挙手して発言を求める)

○議長(新家良和君) 細美部長。

[総務部長 細美 健君 登壇]

○総務部長(細美 健君) 財政計画の策定につきましては、前年度の決算状況をベースに推計を行います。それによって、制度的な変更により財政計画の内容が動くことは想定されるところでございます。しかしながら、議員御指摘のとおり、そうした状況が発生したときには、適切な説明をさせていただくことで、より正しい推計がお示しできるよう努めてまいりたいと考えておるところでございます。

(13番 横光春市君、挙手して発言を求める)

○議長(新家良和君) 横光議員。

〔13番 横光春市君 登壇〕

○13番（横光春市君） さて、財政調整基金を見てみますと、令和元年度末現在の残高は29億9,300万円ですが、今年度は新型コロナウイルス感染症対策などで基金の取崩しが16億3,000万円、3年度以降は毎年3億円の取崩しの推計をしてあります。この状況が続けば、近い将来、基金残高は底をついてくるのではないのでしょうか。その状況を踏まえて、財政不足の欄を確認してみると、今年度は26億4,100万円、3年度以降も11億円以上の財源不足が続く推計であります。三次市は財政健全化のために、行財政計画によって公共施設の譲渡や指定管理等の実施をされ、効果があると考えます。しかしながら、実施した場合と実施しない場合の数字的な比較がなく、どうなって現在を迎えているか、効果のほどは分かりかねます。その効果も数字的に表すことも必要と考えております。財政健全化のために、市単独事業の見直し、今後の公共施設の維持管理費や建設のありようなど検討されていると考えますが、今からでも具体的に行動を起こすべきだと思います。執行部の所見をお伺いいたします。

（市長 福岡誠志君、挙手して発言を求める）

○議長（新家良和君） 福岡市長。

〔市長 福岡誠志君 登壇〕

○市長（福岡誠志君） 質問にお答えさせていただきたいと思いますが、財政調整基金の取崩しの状況を踏まえて、今後の方針について少し私のほうから触れさせていただきたいというふうに思います。今年1月に日本で発生いたしました新型コロナウイルス感染症の拡大につきましては、本市において緊急的な対策といたしまして、3月に編成いたしました補正予算を始め、これまでに8回の補正予算を編成いたしました。感染症拡大防止対策や、あるいは市内事業所などの経済対策など、国あるいは県の財源を活用しつつ、財政調整基金を取り崩すなどの財政措置を講じながら、的確かつスピード感を持って対応してきたところでございます。その後、国におきまして新型コロナウイルス感染症対応であります地方創生臨時交付金が創設をされまして、新型コロナウイルス感染症の対応の財政調整基金の取崩しは、ほぼ必要がなくなりましたけれども、当初予算におきまして財政不足により、先ほども御指摘がありましたけれども、財政調整基金5億円を取り崩す予定としておりまして、本市の財政状況が厳しいことには変わりはないといったような状況であります。しかし、今後は財政健全化に向けた取組というのを一層加速する必要があるというふうに認識をしております。

御指摘がありましたファシリティーマネジメントであるとか様々な行財政改革大綱及び行財政推進計画に基づきまして、限られた資源をあれもこれもというわけではなく、選択と集中によりまして、三次市の将来に必要な事業に活用するよう事務事業の見直しに取り組んでいるほか、公債費の積極的な繰上償還や集会所の譲渡などの公共施設の整理による後年度の負担軽減などに取り組んでいるところではございますけれども、今後につきましてはICT（情報通信技術）も活用した業務効率化の推進などによりまして、歳出の抑制につなげる様々な取組などを行いまして、将来世代に負担を残さない持続可能な財政運営に努めてまいりたいというふうに考えております。具体的な数字につきましては、後ほど総務部長より答えさせていただきます



す。

(総務部長 細美 健君、挙手して発言を求める)

○議長(新家良和君) 細美部長。

[総務部長 細美 健君 登壇]

○総務部長(細美 健君) 財政の健全化に向けた取組につきましては、先ほど市長も申しましたように、行革推進計画等に基づきまして実施しておりますが、一例を挙げさせていただきますと、例えば事務事業の見直しなどによる内部管理経費では約1,100万円の削減、また積極的な繰上償還と申し上げましたが、平成27年度から令和元年度の5年間で繰上償還した効果額は約1億3,000万円に上がり、後年度の利子負担を軽減しておるところでございます。また、集会所の譲渡、公共施設の解体などによりまして、現在、令和元年度末におきまして109施設を削減させていただいたところでございます。ただ、これにつきましては、将来の修繕費でありますとか解体費を削減したことになりますので、効果額までは算定ができておりません。また、これについては、将来の負担が軽減ということで、今年度即効性があるものではございませんので、こうした取組を続けてはおりますが、現時点においてすぐに歳入が確保できるというところではございません。今後も引き続き事務事業の見直し等を行ってまいりたいというふうに考えておるところでございます。

(13番 横光春市君、挙手して発言を求める)

○議長(新家良和君) 横光議員。

[13番 横光春市君 登壇]

○13番(横光春市君) しっかりと対応していただきたいというふうに思います。財政計画の推計を見ていくと、目に見える改革、あるいは今後の全体的な投資的経費の抑制を検討していくことは大切と考えております。ただ、投資的経費の抑制と申し上げましても、学校給食調理場など建設に当たっては、建設をあのようしておけばよかったというような、経費削減を優先して必要なことを我慢して建設するということは行うべきではないということは、申し添えておきます。

それでは、次の質問に入ります。学校給食調理場の関係でございますけれども、署名簿受け取り後の対応について、今、三次市として大きな課題と言えるのは、学校給食調理場の再編であると思います。執行部は、9月議会最終日の9月30日の全員協議会で、(仮称)三次市新学校給食調理場整備計画(案)を示されました。8月28日の新聞報道によると、8月には川地連合自治会を始め5団体から川地小給食調理場の存続を求める署名簿を、その後、田幸地区有志の方からも三次市へ対し提出されております。市長は、調理場の在り方は様々な角度で検討している、今後参考にしたいと答えられております。また、教育長は、意見は教育委員に伝える、多様な声を聞く機会を設けると答えておられます。執行部は、署名簿受け取り後、それぞれ提出者にどのように対応されているのか、お伺いをいたします。

(教育次長 甲斐和彦君、挙手して発言を求める)

○議長(新家良和君) 甲斐教育次長。

〔教育次長 甲斐和彦君 登壇〕

○教育次長（甲斐和彦君） 令和2年8月27日に、川地連合自治会長、川地食育支援センター太陽グループ代表、三次市立川地小学校PTA会長、三次市立川地中学校PTA会長、三次市立川地保育所保護者会長の連名で署名を添えて陳情書が提出されております。陳情事項は、川地地区Iターン・Uターン推進モデル地区に指定をして、食育の推進、避難所としての機能向上のために川地小学校給食調理場に耐震工事などを施し、存続させてほしいという内容のものでございます。この陳情に対し、令和2年10月30日に回答をさせていただきました。回答は、市内全ての小・中学校の児童生徒に対して、安全・安心な学校給食を衛生的に、可能な限り同じ条件で安定的に継続して提供していくため、川地小学校給食調理場を含めた6調理場を再編し、新たな調理場の建設を計画しています。新しい調理場においても、現在食材を納入いただいている生産者の皆さんには、引き続いて食材を納入いただきたいというふうに考えていますという内容で回答をさせていただいたところであります。

（13番 横光春市君、挙手して発言を求める）

○議長（新家良和君） 横光議員。

〔13番 横光春市君 登壇〕

○13番（横光春市君） 署名された書類を提出されてから市の方針を出すまでに1か月の期間がある中で、今の回答では10月30日ということで聞かせていただきましたけども、9月30日までに1か月ある。その間に提出者に説明をしない状況下で、三次市の方針を示されたことは、提出された地域の皆さんの心に寄り添った対応ではなく、教育長の答弁の多様な声を聞く機会を設けるということは感じられない対応に思えてなりません。その後、提出者の一部の皆さんとは協議されたと聞かせていただいておりますが、提出者全員を対象にした川地連合自治会とは、説明会や協議はされていないと聞かせていただいております。執行部として、提出者に対し市内6か所の給食調理場を廃止して1か所に集約する整備計画案に理解を求める説明会を今後開催する計画はあるか、お伺いをいたします。

（教育次長 甲斐和彦君、挙手して発言を求める）

○議長（新家良和君） 甲斐次長。

〔教育次長 甲斐和彦君 登壇〕

○教育次長（甲斐和彦君） 今後の説明会の開催の予定でございますけれども、本定例会で予算も提案をさせていただいておりますので、これが終わって説明会をさせていただきたいと思えます。説明会の方法でありますとか対象者でありますとかというのは、また地元関係者の皆さんと調整、打合せをさせていただいた上で行っていきたいというふうに考えております。

（13番 横光春市君、挙手して発言を求める）

○議長（新家良和君） 横光議員。

〔13番 横光春市君 登壇〕

○13番（横光春市君） ぜひともやっていただきたいというふうに思います。

さて、今回の署名活動後、自治組織の方は市役所の対応にどのような気持ちを抱いておられ

るのでありましょか。自治組織の活動に対して、地域振興部の職員が自治組織のことを考えて助言をしたとしても助言とは受け取られなく、反対の思いを抱かれることも生じております。なぜそのようになるのかと思いを巡らせていると、署名簿を提出後、提出者の皆さんに説明もなく、提出者の意思に反する市の方針を公表されたことによる市へ対する不信感がそうさせるとも考えられます。非常に残念な対応だったと言わざるを得ません。市の対応のありようによって、住民は信頼をしたり、不信感を抱いたりすることにもつながってまいります。執行部は数ある業務の1件かもしれません。住民にとっては、1件のうちの1件であり、その対応によって心が動きます。執行部は自治組織の、あるいは住民の皆さんに対して側面からしっかりと支えていくべきと考えております。

さて、11月13日が市議会議員でつくる学校給食を考える議員連盟9人の議員から、学校給食調理場を3か所に整備するよう求めた提言書を市長に提出されております。提言書には、川地地区と塩町中学校区の2か所を加えた3か所と新聞報道がありました。提言書の概要と執行部としての今後の対応についてお伺いをいたします。

(教育次長 甲斐和彦君、挙手して発言を求める)

○議長(新家良和君) 甲斐次長。

[教育次長 甲斐和彦君 登壇]

○教育次長(甲斐和彦君) 学校給食調理場整備計画についての提言として、11月13日に提言書として提出いただきました。提言では、旧市内には学校給食調理場が6施設あり、老朽化が深刻な状況にあること、ハザードマップに定める浸水想定区域内にある調理場があること、文部科学省が定める学校給食衛生管理基準を満たしていないこと、旧市内の中学校のデリバリー給食を解消し、全ての児童生徒に調理場からの給食提供を多くの保護者が求められていること、以上のことから学校給食調理場の整備計画は必要不可欠であることを前提とされております。その上で、おいしく、安心・安全な給食の提供、地産地消の推進により地域とのつながりを創造すること、食育の推進、財政面を勘案し、地域住民の要望を踏まえ、旧市内学校給食調理場は35億円から40億円の経費がかかると予想されるけれども、3か所の新設をすべきであるというふうな内容で提言を頂きました。また、新調理場は具体案として、(仮称)三次学校給食共同調理場、(仮称)川地学校給食共同調理場、(仮称)塩町学校給食調理場とされております。対応については、1か所で整備した際に今回提言を頂きました内容を踏まえ、今後の運営に生かしていきたいというふうに考えております。

(13番 横光春市君、挙手して発言を求める)

○議長(新家良和君) 横光議員。

[13番 横光春市君 登壇]

○13番(横光春市君) 3か所の整備というふうに提言されておりますが、3か所のそれぞれの食数とか配送学校というのは示されているのかどうか、お伺いをいたします。

(教育次長 甲斐和彦君、挙手して発言を求める)

○議長(新家良和君) 甲斐次長。

〔教育次長 甲斐和彦君 登壇〕

○教育次長（甲斐和彦君） 提言の内容でありますと、提言書の中には食数は記載されておられません。

（13番 横光春市君、挙手して発言を求める）

○議長（新家良和君） 横光議員。

〔13番 横光春市君 登壇〕

○13番（横光春市君） 分かりました。川地連合自治会や田幸地区の皆さんからは署名簿、市議会議員でつくる学校給食を考える議員連盟9人の議員各位からは提言書が提出されております。特に署名簿を提出された皆さんの思いというものは、新学校給食調理場に反映できる点とできない点というものがあろうと思います。実際、署名簿にある地域要望について、（仮称）新学校給食調理場建設において反映できる事項があると考えれば、どのような点が反映できるのか、お伺いをいたします。

（教育次長 甲斐和彦君、挙手して発言を求める）

○議長（新家良和君） 甲斐次長。

〔教育次長 甲斐和彦君 登壇〕

○教育次長（甲斐和彦君） これまで取り組まれてきた川地地区の取組を始め、既存の生産者のグループの取組については、今後も継続していきたいというふうに考えております。陳情書にあります生産者の顔が見える食育については、これまでどおり生産者と児童生徒が触れ合う食育に取り組んでまいります。さらに、テレビ会議システムを活用し、生産者や栄養教諭、栄養士ですね、また調理員の顔が見えるオンライン授業など、食育ができる体制を整え、継続的に推進していきたいというふうに考えます。陳情理由にあります温かいものは温かいうちに、冷たいものは冷たいうちに食べられる給食については、保温食缶を用いて温かいものは温かく、冷たいものは冷たいままに提供してまいりたいというふうに思います。また、アレルギー対応についても書面の中にございまして、これについては、これまでどおり三次市学校給食危機管理マニュアルにのっとりまして、教職員、養護教諭、栄養教諭、栄養職員、保護者等で十分な連携の下に実施をしてまいりたいというふうに考えております。

（13番 横光春市君、挙手して発言を求める）

○議長（新家良和君） 横光議員。

〔13番 横光春市君 登壇〕

○13番（横光春市君） 署名簿を出された皆さん方の思いというものは、しっかりと受け止めていただければというふうに思っております。

次に、整備計画案の中で気になっている点について質問をさせていただきます。まず最初に、整備用地の選定について、四拾貫町の種鶏場跡地とされ、選定要件を4件上げられております。従前、整備用地の候補としては、ほとんどの人が三次市のほぼ中央部に当たる酒屋地域を想定されていたと思います。なぜ酒屋地区に比べ、四拾貫町の種鶏場跡地とされたのか、お伺いをいたします。

(教育次長 甲斐和彦君、挙手して発言を求める)

○議長(新家良和君) 甲斐次長。

[教育次長 甲斐和彦君 登壇]

○教育次長(甲斐和彦君) 建設予定候補地につきましては、平成30年3月の三次市学校給食調理場再編基本計画(案)では、水害とか土地災害のリスクが低いと想定される箇所を選定する必要があることから、東酒屋地区を適地として検討していますとしておりました。今回、場所を選定するに当たりまして、騒音等の問題を考える中でハザードマップを用い浸水や土砂災害などによる被災の可能性が低い場所の中から土地取得費用も勘案をいたしまして、市の所有する土地を中心に検討をいたしまして一定の広さが確保できることや周辺施設などへの影響などを総合的に判断しまして、その結果として種鶏場跡地を最適地として選定したところであります。

(13番 横光春市君、挙手して発言を求める)

○議長(新家良和君) 横光議員。

[13番 横光春市君 登壇]

○13番(横光春市君) 種鶏場跡地は全部で5区画ございまして、シルバー人材センターの事務所や三次市観光協会の鵜飼遊覧船鵜舟の保管等活用されております。5つの区画ともそれぞれ活用されている現状において、どの区画に新学校給食調理場の整備を計画されているのかということでもあります。11月24日の全員協議会では、どの区画か明らかにされておられませんけれども、整備計画案の11ページに造成工事費で上下水道工事費、道路改良工事費を概算事業費として計上していることは、どの区画に調理場を整備するのか計画をもって計上されていると思いますが、どの区画に整備するのか、お伺いをいたします。

(教育次長 甲斐和彦君、挙手して発言を求める)

○議長(新家良和君) 甲斐次長。

[教育次長 甲斐和彦君 登壇]

○教育次長(甲斐和彦君) 調理場の建設に必要な面積は1万平米から約1万2,000平米と想定をしておりますけれども、この敷地面積を確保しつつ、今後の利活用や現在の利用状況を勘案し最適な場所を検討して、今後選定していきたいというふうに考えております。

(13番 横光春市君、挙手して発言を求める)

○議長(新家良和君) 横光議員。

[13番 横光春市君 登壇]

○13番(横光春市君) 整備箇所を示されないということは非常に残念であります。種鶏場跡地の利活用について、平成30年度に(仮称)種鶏場跡地利活用検討会を設置し、慎重に検討を進めていくと説明をされております。30年度に設置された検討会での検討を経て、このたびの学校給食調理場の整備計画に反映されているというふうには思われません。当初、酒屋地区でありましたので。そういう検討会をされて、やっていないというのは非常に残念であります。検討会はどのようにされているのか、工業用地としてはどうなるのかということがあろうと思いますが、今後、種鶏場跡地の利活用についても、現在の活用されている状況が続けていくのか、

あるいは工業用地として整備するのか、今後の方向についてどうするのか。また、整備箇所を定めていないなら、いつまでにどこに設置するのか、定めるのか、2点についてお伺いをいたします。

(経営企画部長 宮脇有子君、挙手して発言を求める)

○議長(新家良和君) 宮脇経営企画部長。

[経営企画部長 宮脇有子君 登壇]

○経営企画部長(宮脇有子君) 平成30年度の全員協議会の資料にございました(仮称)種鶏場跡地利活用検討会でございますが、平成30年7月豪雨災害があったことから、検討会の設置に至っておりません。種鶏場跡地につきましては、現在整備を予定している(仮称)三次市新学校給食調理場で使用する区画以外の活用につきましては、外構工事を含めた新調理場の整備内容が確定した後に、新調理場への影響等も勘案しながら検討を行う必要があると考えております。

(13番 横光春市君、挙手して発言を求める)

○議長(新家良和君) 横光議員。

[13番 横光春市君 登壇]

○13番(横光春市君) 早く検討して設置をしていかないと、だんだんと先送りになるということが予想されますので、早急に定めていただきたいというふうに思いますが、いつまでにするかという答弁がなかったようでございますが、その点についてはいかがでございましょうか。

(教育次長 甲斐和彦君、挙手して発言を求める)

○議長(新家良和君) 甲斐次長。

[教育次長 甲斐和彦君 登壇]

○教育次長(甲斐和彦君) 本定例会に給食調理場整備に係る予算を提案させていただいております。この予算を審議いただいて御可決いただくのでありましたら、その後、設計に向けて場所を早急に選定していきたいというふうに考えております。

(13番 横光春市君、挙手して発言を求める)

○議長(新家良和君) 横光議員。

[13番 横光春市君 登壇]

○13番(横光春市君) 予算が決まって設計をしていくということでもありますけども、やはりこの場所を測って設計をしていくと、測量してやっていくというのが本来の姿であって、全体的にここにしたいという気持ちというのはあろうと思うんですね。しかも、それぞれの5か所は活用されております。その皆さん方の協議というのも必要でありますので、早急にやっていただきたいということを申し添えておきます。今回の新学校給食調理場整備計画案の概算事業費は27億900万円のうち、上下水道の費用は1億2,000万円、道路整備の事業費は4,500万円と示されております。種鶏場跡地に他の工場進出となれば、道路整備や上下水道の整備は学校給食調理場だけの利用でなく、生かされてくると考えますが、上下水道にあって、他の工場が進出してもよいだけの余裕を持って整備されているのか、お伺いをいたします。

(水道局長 明賀浩富君、挙手して発言を求める)

○議長（新家良和君） 明賀水道局長。

〔水道局長 明賀浩富君 登壇〕

○水道局長（明賀浩富君） まず水道についてでございますが、種鶏場跡地の隣接箇所に四拾貫配水池を従前から整備をしております。既存の管径75ミリを150ミリに増径することで、当地区の給水区域の配水は十分に賄うことができます。学校給食調理場を整備した場合でも、一般住宅の使用水量で換算をいたしますと、約30戸程度の余裕を持っております。

続きまして、下水道についてでございますが、学校給食調理場から下流域へ整備する下水道排水管は硬質塩化ビニール管の管径200ミリで検討をしております。この管径200ミリは、設計基準書で公共下水道三次処理区における最小管径というふうに定めております。これまで整備されたほとんどの区域で使用をしておるものでございます。この場合、管理上必要な余裕や安全性も考慮した上で、毎秒10リットルの汚水を流すことができます。学校給食調理場から出される排水は、他市町の施設の例により毎秒約2.7リットルと見込んでおり、十分な余裕を持った環境整備となります。

（13番 横光春市君、挙手して発言を求め）

○議長（新家良和君） 横光議員。

〔13番 横光春市君 登壇〕

○13番（横光春市君） 余裕があるということは、上下水道工事や道路改良工事費の費用は、給食調理場のためだけではなく生かすことができると、そういう経費になるということが考えられます。工業団地として活用できれば、上下水の水道料のアップにつながるとも考えます。ぜひとも他の区画の利用者と協議をして、種鶏場跡地を工業団地としての活用を期待するものであります。

次に、地産地消の取組について、今年の3月定例会の一般質問で、地産地消率を高めるために教育委員会だけで検討するのではなく、当時の産業環境部の協力を得て、市内全域で三次産の農産物を納めていただけるシステムを構築するよう、また学校給食調理場建設は三次市全体で取り組むよう提言をしておりますが、新学校給食調理場整備計画案では、（仮称）学校給食食材安定供給協議会を新たに設立して取組としております。地産地消の取組は、現在どの程度、どのように進んでいるのか、お伺いをいたします。

（教育次長 甲斐和彦君、挙手して発言を求め）

○議長（新家良和君） 甲斐次長。

〔教育次長 甲斐和彦君 登壇〕

○教育次長（甲斐和彦君） 学校給食における地産地消を三次市全体で取り組むため設置いたします（仮称）学校給食食材安定供給協議会について、現在、三次市産食材を活用するための集出荷、出荷と集荷ですね、の体制づくり、システムづくりについて、産業振興部農政課とともにJA三次と協議を進めております。来年度、（仮称）学校給食食材安定協議会を設立するため、本年度1月には協議会の準備会を立ち上げて、協議会設立に向けて準備を進めていきたいというふうに考えております。今後、具体的な制度設計が固まりましたら、関係者に協議をしてい

きたいというふうに考えております。

(13番 横光春市君、挙手して発言を求める)

○議長(新家良和君) 横光議員。

[13番 横光春市君 登壇]

○13番(横光春市君) その協議会の中には、現在納めていただいている皆さん方とぜひとも協議をして、落ちのないようにやっていただければというふうに思うわけであります。

さて、地産地消、食育について文科省のホームページを見ると、文部科学省では、栄養教諭制度の円滑な実施を始めとした食に関する指導の充実に取り組み、また学校における食育の生きた教材となる学校給食の充実を図るため、より一層、地場産物の活用や米飯給食の充実を進めていますと記載してあります。ホームページの中でも、食育に関しては栄養教諭が食育に重要な役割を果たすことが読み取れます。(仮称)三次市学校給食調理場案の中には、栄養教育等の訪問やテレビ会議システムを活用して、生産者や調理員の顔が見えるオンライン授業など、食育教育ができる体制を整え、断続的に推進しますと計画されておりますが、具体的にはどのように食育推進をされるのか、お伺いをいたします。

(教育次長 甲斐和彦君、挙手して発言を求める)

○議長(新家良和君) 甲斐次長。

[教育次長 甲斐和彦君 登壇]

○教育次長(甲斐和彦君) 食育基本法では、食育の推進に当たっては国民の食生活が自然の恩恵の上に成り立っており、また食に関わる人々の様々な活動に支えられていることについて感謝の念や理解が深まるよう配慮されなければならないとされております。今年度、GIGAスクール構想により、児童生徒1人に1台タブレット端末を整備いたします。この端末を用いて、調理場と児童生徒、または生産者と児童生徒をオンラインでつなぎ、オンラインによる食教育、食育を推進していきます。さらには、大型提示装置なども活用し、調理上、生産者と児童生徒が身近に感じられる食育の推進にも取り組んでいきたいというふうに考えております。

(13番 横光春市君、挙手して発言を求める)

○議長(新家良和君) 横光議員。

[13番 横光春市君 登壇]

○13番(横光春市君) 食育の推進で、調理場に食材を納入するために地元農家が野菜を栽培したり、収穫したときの笑顔をビデオ撮影して、各学校やピオネット、各テレビ局で放映することにより、学校と農家をつなぐ食育の一環になると考えております。あわせて、栽培されている農家の皆さんの励みになるのではないだろうかと思っております。執行部として、広報広聴の一環として、こういうビデオ撮影をし、各テレビ局等々の放映ということも考えるべきではないだろうかと思うわけでございますが、その点について所見をお伺いいたします。

(教育長 松村智由君、挙手して発言を求める)

○議長(新家良和君) 松村教育長。

[教育長 松村智由君 登壇]



○教育長（松村智由君） 今、議員のほうから御指摘のございました食育のさらなる市民への広報ということも含め、今後検討も重ねてまいりたいと思います。今、学校のほうで取り入れている、食育の在り方ということですが、先ほど次長のほうから説明がございましたように、GIGAスクール構想の中で各学校のほうへ取り入れていく1人1台のタブレット、これを活用しながらやっていきたいと考えておりますし、また給食の時間、これをうまく活用できるかどうかということで、これまでも研究をしてまいりました。近隣の県でございませけれども、その県での実践事例もございませ。例えば、今般のコロナの影響もございませ、なかなか栄養教諭のほうで直接学級に赴いて指導ができないということもございませましたが、学級のほうでの指導は学級担任が中心となって行っておりますので、その配信をしてもらうことで、ズームを使って給食の指導ができたということも報告がございませ。また、他のクラスとのズームを活用したつなぎ方によって、低学年が高学年の配膳の仕方を学んだり、また食べる時の様子を直接見ることによって参考になったということもございませ。学校におきましても、まだまだ映像であったり、音声の改善が必要だということも報告を受けておりますので、その要因、原因も含め、また研究をしながら、さらに本市においても活用できるものとして使ってまいりたいと思います。それからこの中で、先ほど申し上げましたように、地域で食材を作ってくださっている方々の映像というものを、直接現地と結んだり、あるいは録画によって子供たちにその様子を伝えていく食育も進めてまいりたいと、併せて考えているところでございませ。

（13番 横光春市君、挙手して発言を求める）

○議長（新家良和君） 横光議員。

〔13番 横光春市君 登壇〕

○13番（横光春市君） できれば教育委員会というよりも、広報広聴の立場の中で、一体となった取組をしていただきたいというのが私の思いであります。

次に、施設の概要についてでございますが、平成30年3月20日に示された三次市学校給食調理場再編基本計画案では、リスクの管理の項に新調理場においては、給食調理場、給食メニューを2献立制にすることにより、万一の際のリスクを半分に抑えるよう考えていますと示されております。今年9月30日に示された整備計画の案では、リスク管理の項目がなく、11月24日に示された整備計画案では、リスク回避のために備蓄食を学校に保管します、ローリングストックをすることで児童生徒へ防災教育として活用しますと計画されております。給食メニューを2献立制にすることはリスク管理とともに、給食調理器材を2系列するという事になれば、例えばフライヤーを2,000食、焼き物の機器を2,000食の機器の整備となり、それぞれ4,000食を調理する機器をそろえる必要がなくなるということは言うまでもありません。これは整備費のコストダウンにつながるかと考えております。また、献立は、学校をAグループ、Bグループの2つに分けることによって、その日はAグループの献立を、明くる日はBグループの献立というふうにすれば、ローリングしていけば献立は4,000食分を活用できることになりませので、リスク管理と併せて整備費のコストダウン、調理場の機器設置面積を少なすることにつながる

と考えております。ぜひとも、給食メニュー2献立制の採用を提案するものでありますが、給食メニュー2献立制について、執行部の所見をお伺いいたします。

(教育次長 甲斐和彦君、挙手して発言を求める)

○議長(新家良和君) 甲斐次長。

[教育次長 甲斐和彦君 登壇]

○教育次長(甲斐和彦君) 平成30年3月にお示しをいたしました三次市学校給食調理場再編基本計画案では、リスク管理として給食メニューを2献立制にすることにより、万一の際のリスクを半分に抑えるよう記述をしております。今回、整備計画案を作成するに当たり、再度、調理場現場を訪問いたしまして現場の皆さんの声を聞く中で、2献立制には万一の際のリスクを半分に抑えるというメリットもあるけれども、1献立制にしてリスク管理をしっかりするという考えもあるというような意見も頂いております。最終的な判断には、現場の皆さんとさらに協議を重ねる必要があるというふうに考えておまして、今回の整備計画案では2献立制についての記述をしておりますけれども、設計を行う段階で現場の皆さんと再度協議をいたして、最終的に判断をしていきたいというふうに考えております。

(13番 横光春市君、挙手して発言を求める)

○議長(新家良和君) 横光議員。

[13番 横光春市君 登壇]

○13番(横光春市君) ぜひとも、給食メニュー2献立制について検討していただきたいというふうに思います。

新学校給食調理場の運営についてでございますが、これは直営で運営するのか、あるいは委託運営とするのか、どのような運営形態になるのか、お伺いをしていきたいと思っております。

(教育次長 甲斐和彦君、挙手して発言を求める)

○議長(新家良和君) 甲斐次長。

[教育次長 甲斐和彦君 登壇]

○教育次長(甲斐和彦君) 運営形態でございますけれども、(仮称)三次市新学校給食調理場整備計画(案)にもお示しをしておりますけれども、新調理場の管理運営は市が行うこととしております。その中で、特定の業務については民間業者に委託することもあるというふうに考えております。

(13番 横光春市君、挙手して発言を求める)

○議長(新家良和君) 横光議員。

[13番 横光春市君 登壇]

○13番(横光春市君) 整備計画案後の施設運営として、新調理場の運営は市が行うこととし、場長、事務職員、栄養教諭、栄養職員を配置しますと計画されております。調理員とか運転手の皆さんが明記されておられません。さきの全員協議会で同僚議員の質問に対し、調理員、運転手の業務を委託するという計画もあり得ると答えられております。市長は御存じだと思いますが、東光保育所の民間委託の折、市の保育士と次期委託先の保育士と一緒に勤務するという事

態が生じておりました。そのことは法的に違反であるということがありました。同じ職場内に2つの組織の職員が働く中で、行政組織の保育所長が他の組織の職員へ指揮命令ができないということであります。厚生労働省職業安定局通知の質疑応答集によれば、発注者が口頭のみならず仕事の内容、順序、方法等の指示や請負労働者の配置について文書等で詳細に示す、そのとおり請負事業主が作業を行っている場合には偽装請負となる。給食調理や用務職場等で調理業務指示書や調理工程表、作業動線図など、作業内容、順序、方法等を詳細に請負業者に文書で指示している場合は偽装と判断されると回答されております。さきの全員協議会の冒頭、市長から法令遵守について怠りがあったとの報告がありましたが、新学校給食調理場の運営において、法令の違反にならないよう管理運営されなければならないと考えております。その点については、どのように対応することとしているのか、法的にクリアできる体制なのか、お伺いをいたします。

(教育次長 甲斐和彦君、挙手して発言を求める)

○議長(新家良和君) 甲斐次長。

[教育次長 甲斐和彦君 登壇]

○教育次長(甲斐和彦君) 調理場を運営する際の調理員でありますとか配送員の委託については、まだ具体的には決めておりませんが、業務を委託する場合も、あるいは委託しない場合も、関係法令を遵守していきたいというふうに考えております。実際に、同一職種の中に雇用形態の違う職員を配置させないというようなことは十分気をつけて、法令を遵守するように行っていきたいと考えております。

(13番 横光春市君、挙手して発言を求める)

○議長(新家良和君) 横光議員。

[13番 横光春市君 登壇]

○13番(横光春市君) 法的に問題のない対応をされるように、いろいろな方面で検討して取り組まれるように申し添えます。

さて、1つの提案であります。新学校給食調理場の稼働予定は、令和5年の2学期と計画されております。現在の中学1年生の皆さんは、給食を食べることができません。三和学校給食共同調理場は米飯給食で450食提供できる施設であります。三和小、中学校への配食は余裕のある施設であります。可能であれば、来年4月から川地中学校へ配食すればと考えますが、執行部の所見をお伺いいたします。

(教育次長 甲斐和彦君、挙手して発言を求める)

○議長(新家良和君) 甲斐次長。

[教育次長 甲斐和彦君 登壇]

○教育次長(甲斐和彦君) 三和学校給食共同調理場で、川地中学校分の生徒、教職員の食数を調理するということは可能であろうかと考えますけれども、しかし実際に給食を配送するとなると、現在の調理器のレイアウトを変えたり、そういったところで工事や改修が必要になってくることも考えられます。また、配送車の購入でありますとか重機の購入など新たな費用が

発生をいたします。先ほど申し上げました、工事が発生をいたしましたら工事期間中は調理が止まるということも、その可能性もありますので、（仮称）三次市新学校給食調理場整備計画（案）にお示しをさせていただきました対応で行わせていただきたいというふうに考えます。

（13番 横光春市君、挙手して発言を求める）

○議長（新家良和君） 横光議員。

〔13番 横光春市君 登壇〕

○13番（横光春市君） 非常に残念でございますね。ある施設を十二分に活用するということが必要であろうというふうに思っておりますし、給食の搬送車の車もあるわけでございます、小学校へだけでございますので、2分少々で持っていける、あとは残っているということでございますので、活用すればというふうに考えたわけでございます。一度検討していただければというふうに思います。

今回の一般質問では、市財政の今後思うとともに、新学校給食調理場について基本的には私は自校給食、中学校区に1か所の給食調理場建設が理想の姿であるということを思っております。間違いございません。しかしながら、今日的な課題であります人口減少、とりわけ児童生徒の減少が続き、児童生徒の増加の見込みがない状況がうかがえます。11月24日に示された財政計画を見てみると、財政調整基金は積立てどころか、来年度以降の毎年3億円の基金を取り崩して予算編成する計画で、窮屈な財政運営であります。その状況は、今年度の普通交付税決定額と推計では6億円の差があっても、今期補正額では全てを補正財源として活用している現状を見ると、財政の苦しさを改めて感じるころでもあります。小・中学校校舎の耐用年数も間近に迫るとともに、常備消防の各出張所施設も車両の大型化、女性消防職員の登用もあり、施設の改築が必要となると考えております。そのような状況の中で、学校給食調理場は一日も早く建設され、小・中学校の児童生徒の皆さんに安全で安心な給食、見ておいしい、食べておいしい給食を早く食べさせてやりたい、そのような思いを持って質問をさせていただきました。執行部におかれては、丁寧な答弁に敬意を表していきたいと思っております。

これで私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（新家良和君） この際、議場内の換気作業のため休憩いたします。再開は10時40分といたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

——休憩 午前10時31分——

——再開 午前10時40分——

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（新家良和君） 休憩前に引き続き一般質問を行います。

順次質問を許します。

（21番 齊木 亨君、挙手して発言を求める）

○議長（新家良和君） 齊木議員。

〔21番 齊木 亨君 登壇〕

○21番（齊木 亨君） 真正会の齊木 亨と申します。本日の2番目の質問者として質問を進めていかせていただきます。

まず最初に、学校統廃合による学校資料の保存についてということで、質問を進めさせていただきます。

学校資料の保存に関する教育委員会の考え方をお伺いしていきます。三次市学校規模適正化検討委員会がこの10月20日に設置されまして、第2回の委員会が招集されております。これから市内小・中学校の現状と将来の分析に、より何らかの判断がなされていくこととなります。過去、平成21年10月には、初めての三次市学校規模適正化検討委員会が招集され、答申が平成22年3月に出されています。これをもって、学校経営、学校統合などが議題に上がってくるようになりますが、これらの答申を受けて、学校の統合の難しい判断をされていかれます。統合によって廃校となる学校の存在というものは、どういう扱いを受けることになるのか、お伺いします。

（教育長 松村智由君、挙手して発言を求める）

○議長（新家良和君） 松村教育長。

〔教育長 松村智由君 登壇〕

○教育長（松村智由君） まず、議員のほうから学校規模適正化検討委員会に関わってお話を頂きました。この10月に設置された学校規模適正化委員会は、先ほどもおっしゃっていただきましたが、11年前の検討委員会で検討の対象としていない中学校も含めて、三次市立小・中学校の規模及び配置の適正化について調査、検討し、児童及び生徒にとって望ましい教育環境の基準を作成していただくとするものであります。ただ、検討委員会の設置が学校統廃合に直結するものではございません。現在、市のほうで有している、そういう規模の基準というものが、現在それが通用するかどうかということも含めて、そこで再度検討いただき、御指導いただきたいところでございます。その上で、平成16年度の市町村合併以降で廃校になった学校というのは、分校を含めて10校で、いずれも小学校でありました。学校の統廃合後は、児童は統合先の学校へ通学するというようになっております。また、小学校の建屋につきましては、社会教育施設または地域の交流活動拠点として利活用されているところや、活用方法は未定であるものの、地元地域において利活用を検討されているところもございます。安全管理が十分なされることが前提となりますが、利活用の希望がある場合は建屋の取壊しを早急に行うことは考えておりません。また今回、学校資料ということでお尋ねを頂いているところでございますけれども、このことにつきましても、学校とそれから市とそして地域の方としっかりとどういふものがあるかを確認しながら協議してまいりたいと思います。

（21番 齊木 亨君、挙手して発言を求める）

○議長（新家良和君） 齊木議員。

〔21番 齊木 亨君 登壇〕

○21番（齊木 亨君） 私が質問を進めることを大分先に言われてしまいまして、ちょっと私ものがっかりしましたけど。この学校資料の歴史的価値ですよね、そのことについてどのように思

っておられるか、お伺いします。

(教育長 松村智由君、挙手して発言を求める)

○議長(新家良和君) 松村教育長。

[教育長 松村智由君 登壇]

○教育長(松村智由君) 大変失礼いたしました。学校資料につきましては、これまでも多くの資料が学校には存在をいたしております。例えば、公文書でございます組織的な価値のあるもの、また在校生、あるいは卒業生の証明を行う在学証明、卒業証明の基となります社会的な価値のあるもの、これは指導要領も含め、そういったものがございます。また、地域の中での学校行事、あるいは教育研究の取組などを残したもの、こういったものも文化的な価値の中に入ろうかと思えますし、またPTAの作成されましたPTAだよりであったり、学校だよりもこういったものに入ろうかと思えます。そういう意味で見えてまいりますと、公的な文書、そしてまた学校から子供、家庭へ向けて、あるいは地域へ向けて出した文書、そういったものがこの学校資料の中に含まれていると考えております。

(21番 齊木 亨君、挙手して発言を求める)

○議長(新家良和君) 齊木議員。

[21番 齊木 亨君 登壇]

○21番(齊木 亨君) 先ほどちょっと先に言っていただきましたが、保存とかに関する判断ですよね、以前は学校、当時の時期におられる校長の判断で管理されておると。もし、その方が地域にうとい場合、こういう資料を残しておけばよかったとかいうのが後からちょっと出てきたことがあります。私もその資料を全部確かめたわけではございませんけど、やっぱり個人情報なんかに関わることもあったりするので、なかなかみんなの地域の者の目に全部触れるわけではないですけども。その資料についての保存の判断をある程度、地域の方にも専門的な知識のある方にも入っていただける、そういうところをお願いしたいという思いで、私のところももう既に統合前に廃校になった学校があります。やっぱりそういった資料のこういうのがあったかな、なかったかなという、そういう思いが地域の有識者等の話がありまして、保存に関してはちょっと慎重にしてもらいたいなというのがありました。

質問を進める中で、学校資料としては市と地域の財産であるということで、最後残された学校、校舎そのものがどういう利活用によって地域でどのように生かされるかというのは、その地域の判断であったり、市の判断であったりすると思えますけども、資料の保存について、これは地域でするものか、学校でするものか、そこら辺をちょっとお伺いしたいと思います。

(教育長 松村智由君、挙手して発言を求める)

○議長(新家良和君) 松村教育長。

[教育長 松村智由君 登壇]

○教育長(松村智由君) まず、学校にある学校資料等につきましては、先ほども申しましたけれども、例えば統合等によって、次の学校へ子供たちが移っていくということになりますと、新しい学校のほうへ持っていくというのが当然原則でございます。あわせて、公文書につきまし

ては、三次市のほうでは三次市立小中学校文書取扱規程にのっとり、保存及び廃棄が行われているところがございます。中には永久保存を要するもの、あるいは10年、5年、3年というように、年数を決めて保存をするもの、保存の年限が終わったものについては廃棄をしていくということになっております。また、先ほどの中でも議員のほうからございましたけども、各学校で作成、保存されている文書資料は学校運営に関わっては実務上、必要不可欠なものでございます。それと同時に、その地域の歴史や文化が反映されている貴重な資料でもあるというふうに私も認識をいたしております。地域の皆さんが歴史的なこういった資料をどのように保存し、また活用されようとされているのかを伺いながら、今後の保存であったり、活用であったりというところの協議を一緒にさせていただきながら進めさせていただきたいと考えております。

(21番 齊木 亨君、挙手して発言を求める)

○議長(新家良和君) 齊木議員。

[21番 齊木 亨君 登壇]

○21番(齊木 亨君) 質問をこれ以上進める必要はなく、いい答弁を頂きました。本当に廃校になった学校の者としても、その地域の学校がどういう存在であったかというものを話し合う中で、こういう資料があった、こういうのがあったとかいうもの、また学校ばかりでなく、地域でのそういう伝統の話合い、行事、そういうものが学校資料の中にもいっぱいあります。そういうものを含めた地域の整備というものも併せてしていかなければいけない、そういう思いでおります。これから三次市学校規模適正化検討委員会の答申によって、統合・統廃合の判断がなされる学校が出てくると思います。これについてはあくまでも答申であって、これから先は、保護者、生徒、そして地域の中で検討を重ねていかなければならないと考えます。今日は統廃合については答えは頂きませんでしたけど、これはまた答申を受けてからの話になると思います。

それでは、次の質問に移ります。公営住宅リノベーション、これは大規模な改修ということで、質問を進めさせていただきます。

今年の8月末、市営住宅特定公共賃貸住宅、定住促進住宅、定住住宅及びそれに附属する集会所、駐車場、児童遊園等の指定管理者を募集しておられ、10月下旬に選考結果が通知されたように思います。

さて、これまでは住宅の明渡し以後、修繕の責任について、同僚議員が今年6月に一般質問された中で、退去者が畳表、ふすま、障子等の修繕は、本人が退去時に施工するというものになっていると答弁がありました。ほとんどの場合で、敷金はそのまま返還されるとありました。そして、退去時、検査後に発生する不具合やハウスクリーニング等については市が負担すると思いましたが、この修繕をして退去することには指定管理に出すことで、これまでより違いがあるのか、お伺いします。

(総務部長 細美 健君、挙手して発言を求める)

○議長(新家良和君) 細美総務部長。

〔総務部長 細美 健君 登壇〕

○総務部長（細美 健君） 入居者の方が住宅を退去される時にお願いをしております畳の表替え、ふすま、障子の貼り替えにつきましては、指定管理者制度導入後も同様をお願いをする予定にしております。また、そのほかにガラスですとか網戸の破損など補修がある場合も、これまで同様に補修をお願いするように考えておりまして、繰り返しになりますが、指定管理者制度導入後も現在と制度そのものは変わることはありません。

（21番 齊木 亨君、挙手して発言を求める）

○議長（新家良和君） 齊木議員。

〔21番 齊木 亨君 登壇〕

○21番（齊木 亨君） 今回、この質問をなぜするかというのも、1つは退去後の住宅がいつまでも障子が破れておったり、外から見える範囲でいかにも人が入っていない、ちょっと荒れた雰囲気の住宅だなというのがやっぱり外から見えます。市営住宅のありさまがあまりにもちょっとみすぼらしいという思いの中で、今回の質問をするわけでございます。これまでの管理の仕方とは別に指定管理者は入居が早くできるように、事前に部屋をきれいにしておくというのをお願いできるかどうか。これまでと今違わないという答弁がありましたけれども、それについてもう少し進んだ考えができるものか、お伺いしたいと思います。

（総務部長 細美 健君、挙手して発言を求める）

○議長（新家良和君） 細美部長。

〔総務部長 細美 健君 登壇〕

○総務部長（細美 健君） 退去された部屋の修繕につきましては、退去時点での部屋の劣化の状況、また、ほかの住宅の募集状況により地域ごとに募集状況のバランスを考慮して、すぐに修繕させていただくか、募集にかけることにするか、また、しばらくおいて次の募集時に修繕させていただくかを判断しております。例えば、令和元年度実績で申し上げますと、募集をさせていただいた案件に対しまして、37%ほどが残念ながら応募のない状況になってございます。修繕を早めにさせていただいたとしても、こうした状況を鑑みますと、修繕しても入居いただけない場合も考えられますので、現在のように各地域、旧市町村ごとで最低1戸は確保したいというのを目標にしておりますけれども、そうした地域バランスを考慮して入居いただけるようなところを選んでの修繕ということにさせていただきたいというふうに考えております。また、指定管理者制度導入後も、修繕料につきましては一定程度の制限がございますので、恐らく空いたところ、先ほど申し上げましたように、応募のありそうなところ、こうしたところから優先的に修繕をさせていただくという方法は引き続き取らせていただくことになろうかというふうに考えておるところでございます。

（21番 齊木 亨君、挙手して発言を求める）

○議長（新家良和君） 齊木議員。

〔21番 齊木 亨君 登壇〕

○21番（齊木 亨君） これは何度聞いても、多分恐らく繰り返しの答弁になると思います。あ



りがとうございました。公営住宅の在り方としますけども、公営の入居資格として所得制限があるほか、公営住宅法や借地借家法により原状回復義務があり、結果として居住快適性の制限がされている状況は、法のくくりとはいえ残念に思うところであります。例えば、市営住宅、特に特定公共賃貸住宅については、補助の出方で使われる法の制限はありますが、定住促進住宅など県から引き取った住宅については、法のくくりというものはないと思いますが、お伺いします。

(総務部長 細美 健君、挙手して発言を求める)

○議長(新家良和君) 細美部長。

[総務部長 細美 健君 登壇]

○総務部長(細美 健君) 定住促進住宅につきましては、御指摘のとおり、公営住宅法等の法律の適用を受けませんので、使用についての制限等はないというふうになっておりますが、条例については、条例で制限をかけておるところがございます。

(21番 齊木 亨君、挙手して発言を求める)

○議長(新家良和君) 齊木議員。

[21番 齊木 亨君 登壇]

○21番(齊木 亨君) 現在の定住促進住宅の入居率と5階建てという高さについては、エレベーターもなく施設が古いので、入居を踏みとどまる方も多くおられると思います。ここで、その入居率を上げることに少し提案をさせていただきたいと思いますが、今回、市営住宅関係は指定管理者に管理をお任せするわけでございますけども、自由が利く住宅について、入居希望者が自分の希望する部屋をある程度の間取り変更やデザインの工夫をして、新規入居者に使いやすさをアピールできて、入居に関して保証人は不要ですが、年収と貯蓄があるという規定があり、家賃は1年分と敷金を前払いすることで入居しやすくする考えを取り込んだUR住宅というものが出てきております。このように、本市にも存在する補助金の縛りのない住宅を、もっと夢のある形に利用できるようアイデアを生かした住宅ができないか考えてみました。まず水回りなどは古い規格でウォシュレットトイレもありませんし、風呂も公団形でユニットバスではなく、また流し台など現代風になれば、もっと魅力のある種類の住宅ができると思います。例えば、入居者が部屋のデザインをDIYなどである程度自由にすることができて、入居者の希望に沿うような住宅が提供できるとすれば、三次市の定住促進住宅がもっと受け入れられやすい住宅になると考えますが、そういう点のお考えについていかがでしょうか。

(総務部長 細美 健君、挙手して発言を求める)

○議長(新家良和君) 細美部長。

[総務部長 細美 健君 登壇]

○総務部長(細美 健君) 定住促進住宅等につきましては、先ほど申し上げましたように、条例において改築、改修の制限をさせていただいておるところでございます。ただ、申請を頂ければ、現在でもある程度のリノベーション等は可能でございます。先ほど議員おっしゃられましたURの住宅の場合は、先ほどおっしゃられましたように原状回復が不要というようなところ

がございますけれども、本市の現状におきましては、条例で原状回復をしていただかなければならない、D I Y等のリノベーションは可能でございますけれども、原状回復の必要がございます。こうしたことを考え合わせますと、D I Yを認めて、さらに原状回復を求めないという制度につきましては、現在のところではそうした住宅を募集することは資産価値を保つ観点から難しいのではないかとこのように考えております。先ほど言われましたように、例えばお風呂もバランス釜という古いタイプでございますけれども、こうしたものをD I Yで自由に変えられた後でまた元に戻す、バランス釜には戻しませんけれども、壁の色などにしても元に戻す、こうしたところの経費が発生してまいりますので、繰り返しになりますが、資産価値を保つ観点からはD I Yを原状回復なしでお認めするというのは難しいかというふうには考えておりません。

(21番 齊木 亨君、挙手して発言を求める)

○議長(新家良和君) 齊木議員。

[21番 齊木 亨君 登壇]

○21番(齊木 亨君) 私はすぐにこの考えが採用されるとは思いませんけれども、入居者の条件を満たすことで入居時の家賃前払い、保証人不要、そういうことなどで入居しやすくすることや退去するときの原状回復義務の課題整理というものは、今後特に若い入居者の視点に立って考えを示せば受け入れられやすいと考えます。課題整理については、条例の改正とかが伴うこともありますが、資産価値も先ほど言われました、十分に元の形に戻らなくてもこれならいいとか、そういう立ち会った状態で部屋をそのまま回復義務なく残せるという、そういうものもある程度の範疇に考えていただければと思います。これはすぐにはいかんでしょうから、提案をさせていただきます。

以上です。

次に、ふるさと納税の活用についてということで質問を進めさせていただきます。

ふるさと納税は、平成20年度から第1次安倍政権が導入を打ち出し実施されてきました。平成25年度からは、インターネット上で返礼品が選べるふるさと納税ポータルサイトが始まって以来、急速に納税額が増えてまいりました。三次市も平成20年度より受付が始まり、全国同様25年度から急速に伸びて、27年度には1億円を超す納税がありました。その後、納税返礼品の3割厳守というものが総務省から通達されたことにより、急速にこのふるさと納税に対する魅力というものが薄れたわけでございますけれども、本市においても約5割減という納税額となりました。しかし、令和元年度においては7,000万円弱の実績になり、少しずつ納税額が増えてきております。寄附項目への寄附金の状況と活用の状況ということで質問を進めさせていただきますが、平成20年度からこれまでの寄附に対して、それぞれの寄附項目への実績がありますけど、活用があるのは事業別区分別寄附実績で、1番目の子育てに関する事業への寄附実績があります。実績のうち、子育てに関する事業への実績がありますが、これはホームページで紹介してある以外にはあるんでございますか、お伺いします。平成27年度までの活用実績では子育てに関する事業での実績ですが、他の事業への実績がございません。この説明をお願いした

いと思います。

(地域振興部長 中原みどり君、挙手して発言を求める)

○議長(新家良和君) 中原地域振興部長。

[地域振興部長 中原みどり君 登壇]

○地域振興部長(中原みどり君) ふるさと納税につきましては、全国から三次を応援して下さる皆様からの温かい支援を寄附の形で頂いているというものです。ふるさと納税の平成28年度以降の活用の状況ですが、平成29年度に約1億円、令和元年度に約5,200万円を活用させていただいております。その主な事業でございますが、子育てに関する事業、地域振興に関する事業、農業振興に関する事業、そして平成30年7月豪雨災害復旧に関する事業へ活用させていただいているという状況です。

(21番 齊木 亨君、挙手して発言を求める)

○議長(新家良和君) 齊木議員。

[21番 齊木 亨君 登壇]

○21番(齊木 亨君) 今、活用を紹介していただきました。これまでの実績がホームページを見ておられますが、平成27年度までしか実績が更新してないと思いますが、他の市町では活用の項目をしっかりと訴えて、地域に関わりがない方にも積極的に納税をしていただいているところもあります。本市には、具体的な事業区分はありますけれども、納税者に訴える事業実績の報告が少なく、漠然としております。ふるさと産品の魅力だけに頼っているところでございますけれども、これでは納税者に対して積極的な三次市の姿勢が見せられていないのではと思います。そこで、このホームページをもう少し新しい最新のものに更新されて、今のような実績の報告を納税者に、またこれからするであろうという方に対してしっかりとアピールする必要がありますが、その更新についてどのようにされる予定でございますか、お伺いします。

(地域振興部長 中原みどり君、挙手して発言を求める)

○議長(新家良和君) 中原部長。

[地域振興部長 中原みどり君 登壇]

○地域振興部長(中原みどり君) 寄附の活用について、納税者の方に寄附金の使途を明確にしていくという必要がありますが、三次市のホームページの更新が十分にできていないという御指摘を頂き、早急に現在は更新もさせていただいております。また、御意見を頂きましたように、活用実績の記載内容について、市がふるさと納税の活用をもっとアピールして、三次を応援していただく気持ちをさらに高めていただけるよう内容のほうもしっかり検討していきたいと思っております。

(21番 齊木 亨君、挙手して発言を求める)

○議長(新家良和君) 齊木議員。

[21番 齊木 亨君 登壇]

○21番(齊木 亨君) 実際、市は事業区分ごとに、今答弁がありましたけど、実施計画を立てておられます。これまでの平成20年から令和元年度までの寄附実績というものは3億4,800万

円余りあります。平成27年度までの活用実績は約2,000万円弱ということでありました。今、報告を受けましたので、活用実績はこれ以上あるということが分かりました。今、本市では集まった寄附金の活用について、それぞれの事業区分ごとに計画を持っておられますけど、具体的な計画というものは今のところ持っておられませんか。今ある計画でもよろしゅうございますので、お伺いしたいと思います。

(地域振興部長 中原みどり君、挙手して発言を求める)

○議長(新家良和君) 中原部長。

[地域振興部長 中原みどり君 登壇]

○地域振興部長(中原みどり君) 寄附につきましては、具体的に7つの事業区分というものを設けておりますが、市のほうではそれぞれの事業区分ごとの用途について、具体的な実施計画をあらかじめ立てているということはありません。

(21番 齊木 亨君、挙手して発言を求める)

○議長(新家良和君) 齊木議員。

[21番 齊木 亨君 登壇]

○21番(齊木 亨君) 今、活用の計画はしてないということですが、やっぱりこれははっきり言って、ホームページ上で具体的なものがあれば、その事業区分ごとにでもよろしいですし、特にこの事業区分はというポイントを訴える必要があるのではないかと思います。せっかく基金として頂いた寄附金ですので、財源不足と言われる三次市においてはしっかり対応されるのがベターだと思います。この中で、今回市長が認めるという事業、これもかなりの寄附金が集まっております。その辺りの考えを市長にもう少しお伺いしたいと思います。

(市長 福岡誠志君、挙手して発言を求める)

○議長(新家良和君) 福岡市長。

[市長 福岡誠志君 登壇]

○市長(福岡誠志君) 齊木議員の質問ですけれども、まず本市におきましては、ふるさと三次寄附条例におきまして、個性あるまちづくりなどを具現化するために実施する事業の区分を定め、各事業の区分において実施する事業の特定財源として寄附金を活用しているといったような状況であります。本市のまちづくりに必要な施策を実施する中で、まずは有利な財源を優先的に活用すると。その上で、必要に応じて寄附の目的に沿った事業については、寄附金を活用しているといったような状況にあります。先ほど御指摘いただきました、事業の区分の中に市長が必要と認める関連事業の項目がございます。こちらにつきましても、本市のまちづくりであるとか市民生活の付加価値を高めていく事業などについて、寄附金の活用が必要であると判断する場合において活用を図ろうとするものであります。

なお、このふるさと納税の状況でありますけれども、年々実績も少しずつではありますけれども上がっております。平成30年度が5,020万円余だったふるさと納税額が、令和元年は6,685万円というような状況になっております。また、令和2年度につきましても、昨年度より毎月実績額が増えているといったような状況でありまして、見込みとしたら昨年度より増えるので

はないかというような状況であります。

なお、本年度からふるさと納税をするサイトの充実も図っておりまして、これまでは「ふるさとチョイス」であるとか「楽天」といったもので対応しておりましたけれども、今年度につきまして、新たなターゲット層として、「ANAのふるさと納税」にも登録して、ふるさと納税の喚起拡大を図っているといったような状況でありますので、この際、御報告させていただきたいと思います。

(21番 齊木 亨君、挙手して発言を求める)

○議長(新家良和君) 齊木議員。

[21番 齊木 亨君 登壇]

○21番(齊木 亨君) ちょっとこれは提案ではございますけれども、事業区分ごとにどういう活用ができるかというものを市内の団体からアイデアを集められて、これを事業計画、それはその団体になりますけれども、そういうもので申請をできないかという考え、本市での活用の考えもそのうち出てくるとは思いますけれども、この事業区分ごとの計画に市内各団体が活用の実施計画を申請することができるようにされないか、お伺いいたします。

(地域振興部長 中原みどり君、挙手して発言を求める)

○議長(新家良和君) 中原部長。

[地域振興部長 中原みどり君 登壇]

○地域振興部長(中原みどり君) 先ほど市長の答弁の中で、サイトを拡大していったという答弁をさせていただきました。ANAにつきましては、正確には昨年度の中途からということで、今年度中心に伸びております。

それと事業区分ごとに市内各団体の活用の申請という御提案を頂きました。市民の皆様からの声を頂いてふるさと納税を活用した、そういった事例としましては、このたびの新型コロナウイルス感染防止対策支援に関する事業というのがあります。新型コロナウイルス感染症が拡大する中で、寄附により新型コロナウイルス感染防止に寄与したいとの申出がありまして、本年5月1日から寄附受付を開始しております。全国から本年10月31日現在590件、9,723万円の寄附も頂いているという状況です。今後も皆様から特定事業への多くの寄附の申出等があれば柔軟に受け入れができるように対応して、ふるさと納税の活用を図っていきたいというふうにも考えております。

なお、市内関係団体や民間企業からアイデアを提案していただくということも1つの方法としては考えられますが、市の事業は、市民の皆様との対話などにより事業を検討し実施しております。今後も寄附の目的に沿った事業を実施する場合の特定財源として、寄附金のほうを活用していきたいというふうにも考えております。

(21番 齊木 亨君、挙手して発言を求める)

○議長(新家良和君) 齊木議員。

[21番 齊木 亨君 登壇]

○21番(齊木 亨君) 特定財源ということで、本市の市内におられる各団体にアイデアを集め

られるという努力も要るかと思えます。民間が持っているアイデア、そういうものも大事なことでないかと思えます。

次に、先ほど三次市のホームページ、ふるさとチョイスの中で、ANAのことがありました。これ、かなり伸びているように聞いております。今年新しく三次市内の工業団地で生産活動に入られた、アマビコマーク入りのサージカルマスク、そういったものがふるさと産品として紹介されております。今回、1回私もマスクをふるさと産品でクリックしましたら、そのホームページにずーっとそれが出てくるんですね、ぐらい1回クリックすると結構アピールすることが自分のパソコン上に出てきまして、かなりインパクトします。全国でも同様のマスクというものは多々提供されていると思えますけども、三次市で生産されているという条件のよさ、そういうことで新型コロナウイルス感染症は今後も油断できない状況になっております。ふるさと納税の増加にこれも十分人気を得られるのではないのでしょうか。本市もこの新型コロナウイルス感染症対策に関する寄附を受け付けておられるので、マスクは納税者の理解を得られやすく、市民にも本市での生産品であることを知ってもらい、本市から感染者を今後出さないためにも、人気の返礼に育てることができないか、お伺いします。マスクは皆さんでクリックすればそれということで、特定のものを市のほうが勧めるわけにはいかんでしょうけど、その御意見をお伺いしたいと思います。

(地域振興部長 中原みどり君、挙手して発言を求める)

○議長(新家良和君) 中原部長。

[地域振興部長 中原みどり君 登壇]

○地域振興部長(中原みどり君) ふるさと納税の返礼品等につきましては、その返礼品等が地域における雇用の創出や新たな地域資源の発掘と地域経済の活性化に寄与するものであることとの必要性があることから、返礼品等につきましては市内において生産をされた物品、または提供される役務、その他これらに類するものと総務省の通知により定められています。アマビコマーク入りのサージカルマスクは市内で生産が始まりまして、10月30日に寄附申込みサイトのほうに登録をしました。新型コロナウイルス感染拡大防止ということで、需要のある時期に返礼品として登録をすることができまして、約1か月で85個の寄附の申込みがあり、現在でも人気の返礼品となっているといった状況です。また、そのほかの人気の返礼品として一例を紹介しますと、11月4日に寄附申込みサイトの1つであります「ふるさとチョイス」、こちらの専門家が注目する実力派日本ワインに三次ワインのTOMOEワインセットが選ばれまして、特集ページで紹介をされたところです。そのワインセットだけでなく、三次ワイン全体に寄附が増えるなど波及効果をもたらしております。今後におきましても、新たな返礼品として市の特産品などの取扱いを拡大していきたいというふうに考えております。

(21番 齊木 亨君、挙手して発言を求める)

○議長(新家良和君) 齊木議員。

[21番 齊木 亨君 登壇]

○21番(齊木 亨君) これ、ふるさと納税のことについて私もするたびに言いますが、やっ

ぱり新しい地域の産品を開拓していくということも大切なことだと思います。今後、国からの交付金が減ってきます。実質交付金と同じように納税されれば、市としても地域の返礼品の提供者にとっても、もっと力を入れてもよろしいかと思います。

次に、ふるさとサポーターについて質問を進めます。市長は2,000人をめざすと言われておりますけれども、現在の会員数をお伺いしたいと思います。

(地域振興部長 中原みどり君、挙手して発言を求める)

○議長(新家良和君) 中原部長。

[地域振興部長 中原みどり君 登壇]

○地域振興部長(中原みどり君) 現在、ふるさとサポーター会員は821人となっております。ふるさとサポーターの募集につきましては、ふるさと納税の寄附金受領証明書を送付する際にチラシのほうを同封したり、また同窓会等に合わせてチラシの配布等を行っているという状況です。

(21番 齊木 亨君、挙手して発言を求める)

○議長(新家良和君) 齊木議員。

[21番 齊木 亨君 登壇]

○21番(齊木 亨君) 現場に行ってお聞かせいただければよかったんですが、つい質問の中へ入れてしまいました。今の啓発については、集まりとかそういう中で啓発の資料を渡すということをお聞かせいただきました。私はふるさとサポーターにもう少し充実感を与えるためには、市の状況というものをもっとはっきり伝える必要があるのではないかというふうに思います。市の状況を市広報とか議会だよりとかそういうものもサポーターのほうに送る資料に加えていってはどうかと、そういう思いがあります。そのことと今度は市の広報の中に会員のコーナーをつくって活動のお願い、また活動の状況とかいうものをお便りの中で入れてもらって、ふるさとサポーターの値打ちといいますか、価値といいますか、そういうものをアピールするところをつくってはいかがかと思いますが、これについて御意見があればお願いしたいと思います。

(地域振興部長 中原みどり君、挙手して発言を求める)

○議長(新家良和君) 中原部長。

[地域振興部長 中原みどり君 登壇]

○地域振興部長(中原みどり君) ふるさとサポーターの皆様には、三次市外に住みながら三次の魅力年全国に発信し、全国各地から三次を応援していただくという活動を行っていただいております。今後は新型コロナウイルス感染症対策も含めたデジタル化の推進など社会情勢の変化にも合わせて、さらにふるさとサポーターの役割である情報発信、拡散の機会を増やすために、旬な三次の魅力ある人、また地域の情報を移住定住ポータルサイトで発信をしていきたいというふうに考えております。また、ふるさとサポーター会員が移住定住ポータルサイトのフェイスブック等のSNSのフォロワーになっていただくことで、より三次を身近に感じながら三次とつながりを持ち続けていただきたいと思いますと考えております。移住定住ポータルサイトのSNS等

で発信できる環境を整備して、三次のファンであるふるさとサポーター自らが容易に三次の魅力を発信する機会が増えるということで、新しいふるさとサポーターの増加にもつなげていきたいと考えております。

(21番 齊木 亨君、挙手して発言を求める)

○議長(新家良和君) 齊木議員。

[21番 齊木 亨君 登壇]

○21番(齊木 亨君) いろいろ考えは出てきますけども、やっぱり積極的な発信というものも大事かと思えます。三次市のほうへ協力してやろうという方がふるさとサポーターでありますので、前向きな発信は常に続けていかなければいけないと思えます。よろしくお願いします。

次に、三次市の伝統芸能である神楽団への支援ということで、この6月に同僚議員が質問されております。神楽団のほうに聞かせていただきますと、まだそういう支援を頂いていないということなので、ちょっと質問を進めさせていただきます。

コロナウイルス感染症の拡大によりまして、活動の中止による団の減った上演回数に起因する神楽団の経済的危機ということで、このたび三次市が参加する意向になっております、意向ですよ、まだしておりませんが。広島広域都市圏では、新型コロナウイルス感染症の影響により、活動の中止、延期を余儀なくされている神楽団への活動再開に向けて、神楽まちおこし協議会というものが神楽活動再開支援事業として神楽用品や感染予防対策などの経費に対して、それぞれの自治体が補助を行っております。また、神楽活動再開プロジェクトというものがクラウドファンディングで支援活動されており、三次市の茂田神楽団も参加されております。本市には、三次市観光振興神楽協議会という市内6神楽団体が加入する事業が行われております。この事業について、29年度は神楽魅力アップ事業として予算が74万円、出演料助成として事業費に含まれており、30年度は150万円、元年度は250万円という助成事業がありました。きりりで行われる三次市神楽共演大会も、今年の2月で第3回を迎えまして、毎回市内6団体とゲスト2団体が共演しております。神楽団の地元での人気というものは、公演のある日のきりりの駐車場をめざしていただきますと分かるように、ほとんど満車であり、入場券は毎回売り切れで入場できないほどの市民の支持を受けております。今年度について、この事業は予算化されておりますが、今年度の三次市神楽共演大会は公演の中止と聞きます。この中止の後の予算の活用ですよ、どのようにされるのか、お伺いします。

(産業振興部長(兼)農業委員会事務局長 中廣 晋君、挙手して発言を求める)

○議長(新家良和君) 中廣産業振興部長。

[産業振興部長(兼)農業委員会事務局長 中廣 晋君 登壇]

○産業振興部長(兼)農業委員会事務局長(中廣 晋君) 神楽魅力アップ事業、こちらについては、三次市観光振興神楽協議会に対する補助事業で、平成30年度から実施をしております。主な内容といたしましては、協議会に加盟する6つの神楽団の活動に必要な備品等の整備や、観光振興に寄与するイベントに参加する神楽団の出演に対して支援を行っているところでございます。本年度の予算額が150万円でございます、このうち108万円を執行しており、有効に活



用いただいているというふうに考えております。

(21番 齊木 亨君、挙手して発言を求める)

○議長(新家良和君) 齊木議員。

[21番 齊木 亨君 登壇]

○21番(齊木 亨君) もう既に108万円ということを知りましたが、これはどういう形で支給されているのか、分かれば教えていただきたい。

(産業振興部長(兼)農業委員会事務局長 中廣 晋君、挙手して発言を求める)

○議長(新家良和君) 中廣部長。

[産業振興部長(兼)農業委員会事務局長 中廣 晋君 登壇]

○産業振興部長(兼)農業委員会事務局長(中廣 晋君) 執行額の内訳でございますけど、神楽に必要な備品等の整備、これは1団体50万円を上限に今年度は2団体に助成をしております。また、集客が見込める観光に寄与するイベントに対する出演助成ということで、1団体へ8万円を助成しております。

(21番 齊木 亨君、挙手して発言を求める)

○議長(新家良和君) 齊木議員。

[21番 齊木 亨君 登壇]

○21番(齊木 亨君) 上限50万円ということで2団体と、それから各神楽団へ8万円という支援をされておると知りました。全くないわけではなかったということは分かりました。実は、これ、神楽団の方に大体聞いてみますと、必要経費は団によっても違いがあると思いますけども、車、会場の使用料、電気料、そういったものが大体年間約50万円程度必要とされております。例年ですと、もう既に年間少なくとも10回から40回ぐらいまでの公演をされていると思います。そういう中で、公演のネットと言われる収入ですね、それで神楽団の主要な経費として出されております。練習場の使用料、電気料、また衣装等を移送するためのトラックの車検、保険料、そういったものの衣装代、舞台演出資材、感染予防するためのマスクや消毒液の購入等が必要経費。そういった経費は、先ほど言いました50万円程度なんですけど、本市内に所属しておられる6神楽団体は、本市のまちおこしにも協力していただいて、地域においては子供神楽団の指導、青少年の健全育成や後継者育成に取り組んでおられます。そういった活動は、神楽団員でなければなかなか難しいことだと思います。

神楽の魅力といいますと、大勢の市民の支持があって支えられておまして、先ほど述べました神楽団への助成というものは、私も財政面をちょっと考えてみましたら、今年度の神楽魅力アップ事業というのがありますが、ふるさと納税の寄附金などもこのような機会にもう少し活用できないかと考えております。神楽というものは、ふるさと教育にもつながり、新型コロナウイルス感染症への対応が進んだときに神楽の再開ができるよう、まちづくりの一端を担う神楽団へ、この伝統ある神楽の火を消すことにならないように、本市独自の新型コロナ対策支援事業というものを創設し活動再開への支援をお願いしたいと思いますが、いかがでございますでしょうか。

(教育長 松村智由君、挙手して発言を求める)

○議長(新家良和君) 松村教育長。

[教育長 松村智由君 登壇]

○教育長(松村智由君) 新型コロナウイルス感染症拡大の影響によりまして、音楽や演劇等の活動自粛や縮小が余儀なくされているところでございます。教育委員会のほうとの管轄で申し上げますと、文化庁におきましては文化芸術関係者や団体が今後一層の感染対策を行いつつ活動の再開に向けた準備を進めることができるよう、文化芸術活動の継続支援事業を実施しているところでございます。また、県のほうは感染拡大防止措置を講じ、その上で文化芸術イベント等を開催できるよう、文化芸術イベント等開催支援事業というのをやっているところでございます。そのほか、文化庁であったり、民間団体が伝統文化や伝統芸能の継承や発展に寄与する活動に対しまして補助や助成を行う制度もございますので、これらの情報を関係団体のほうへも現在も周知しておりますが、併せて新しいものが出れば、また加えて周知を進めさせていただきたいと思っております。

なお、本市におきましても、これまでも伝統文化の継承・育成とともに、新たな文化の創造をめざし取り組まれている文化団体に対しまして、補助金の交付や発表の場の提供などを行ってきたところでございます。市内の子供の神楽団の衣装や道具を購入するなど、三次の伝統文化の継承や芸術振興を担う子供たちの活動に対する様々な支援も行っておりますし、これからも続けてまいりたいと考えております。

現在、本市独自の新型コロナウイルス感染症対策に係る文化芸術団体への支援事業の検討というものはしておりませんが、今後も文化庁や民間等の補助金制度に照会をかけるとともに、団体への周知に努めてまいりたいと思っております。なお、市といたしましても、引き続き文化活動団体等に対する支援を行い、発表と鑑賞の機会に努めてまいりたいと考えているところでございます。県、国との連携というのを今後とも進めてまいります。

(21番 齊木 亨君、挙手して発言を求める)

○議長(新家良和君) 齊木議員。

[21番 齊木 亨君 登壇]

○21番(齊木 亨君) 丁寧にお答えいただきました。先ほど、最初に述べましたけども、クラウドファンディングということで、これもお金を払った人にテレビで神楽を鑑賞するような、そういう機会をつくるのもいいかと思っております。神楽というのは、本市の観光振興や伝統芸能保存のためにも、そういう支援の内容をもっと豊かにできるように考えていただきたいと思っております。

以上で一般質問を終わらせていただきます。御清聴ありがとうございました。

○議長(新家良和君) この際、しばらく休憩をいたします。再開は13時といたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

——休憩 午前11時39分——

——再開 午後 1時 0分——

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（新家良和君） 休憩前に引き続き一般質問を行います。

順次質問を許します。

（11番 新田真一君、挙手して発言を求める）

○議長（新家良和君） 新田議員。

〔11番 新田真一君 登壇〕

○11番（新田真一君） 会派未来、新田真一でございます。議長のお許しを頂きましたので、私は今回、第2期三次市まち・ひと・しごと創生総合戦略につきまして、質疑を進め、論議を深めていければと考えます。

まず、この総合戦略の基本的な考え方でございますが、日本がこれからの少子高齢化と人口減少に向け、継続可能な社会をとということをめざして地域の創生を図っていくと。それを受けて、三次市として三次市の将来、人口減少や少子高齢化に対してどう取り組んでいくのかという戦略を示したものであるというふうに理解しております。冒頭の基本的考え方の中で、国は東京圏への一極集中を是正しなければならんというふうに言っております。これを三次市に当てはめて考えますと、三次中心部、周辺旧町村、あるいは旧三次市内の周辺部、そこらの人口動向についての分析を見させていただきますと、皆さんも御理解いただいていると思いますが、市の中心部、旧市内中心部の人口動向はほぼ横ばい、周辺の旧町村部の人口減少は非常に増えているという状況にあると。一極集中とまでは言いませんけども、中心部へ人が集まり周辺部の人口が減っていくという構造は、日本の国と非常によく似通ったものがあると思いますが、冒頭、三次市として中心部へ人口を集めていくのか、三次市トータルでは人口動向は変わらない。いや、周辺部のまず真ん中へ流れていくというのは是正していく方向で考えるべきなのか、これをまず1点。

あわせて、もう一点、基本的な考え方の特徴は、やはり昨年来のコロナ禍において、社会が大きく変革していかなければならないというのはいろんなところで言われていると思います。生活様式で距離を取る、3密を避けるといったことだけではなくて、大きな社会の転換期といったような書き方もされていますが、経済も教育も福祉も1つの転換期であり、前のように戻っていいものと、コロナ禍前ですよ、に一刻も早く戻さなければならぬものと、いや、ここで大きく転換を図り、これとこれは前のようにする必要はない、新しい方式でといったようなことも論議の最中ではございますけども、基本的考え方の中でそれをうたっておられます。これについて、三次市は何をどう転換を図っていく、変化していくというのを基本にお考えであるか、まずはお聞きします。

（市長 福岡誠志君、挙手して発言を求める）

○議長（新家良和君） 福岡市長。

〔市長 福岡誠志君 登壇〕

○市長（福岡誠志君） お答えをさせていただきたいと思います。このコロナ禍によって、本当にいろんなことが変革期を迎えておりますけれども、国外から国内に目を向けられ、そして東京

から地方に目を向けられ、さらに集中から分散ということで大きな社会も、社会の構造も、あるいは日常生活も変容を迎えつつあります。やはり見直すものは見直す、そしてデジタルに加えて、手段として利用できるものはしっかりと活用していく中で効率性をさらに前進させていく、そんな取組というのが求められているというふうに考えております。それを三次市に当てはめると、本市においてはそれぞれの地域が活力ある持続可能なまちとなるためには、旧三次市エリアも、旧町村エリアも人口の構成バランスが保たれることが必要であるというふうに思います。そのためには、やはりそれぞれの地域の特色、それらをしっかりと見いだし、地域づくりを行っていくということが大切ではないかというふうに思います。引き続き、あれもこれもというのではなく、効率性や財政状況等も踏まえながら、持続可能性にも注目しながら各種取組を進めていく中で総合戦略も実行に移していきたいというふうに思います。

そして、2点目でありますけれども、三次市においては何がどう変化し、どのように転換していくのかというところでありまして、先ほども御指摘いただきましたように、社会が大きく転換期を迎えているということでありまして、本市におきましても、新型コロナウイルス感染症におきまして、本当に事業者や市民生活に大きな影響が及んでいると同時に、税の減収等も予想されておりますし、先行きが不透明な状況になっています。午前中の議論もありましたけれども、財政運営というのは非常に厳しい状況であるというふうに感じております。その財政状況が厳しい中でもやっていかなければいけないんですけれども、財政状況が厳しい裏にはどういった要因があるかというところでありまして、少し触れさせていただきたいと思っております。

まず、インフラとしたら、市道路線3,600路線、延長して約1,850キロ、これらを維持していかなければならない。そして、県道の移譲路線についても20路線、約80キロありますけれども、これらも維持管理していく。さらには、今、下水道整備を畠敷で広げておりますけれども、下水道整備の新規事業、あるいは上下水道の維持管理、さらには橋梁にいたしましても、こういった地形でありますので川がたくさん流れている、その関係で1,350橋の橋を維持管理していかなければならない。そして、今回のコロナ禍に伴って、デジタル化に向けた取組というのが進められておりますけれども、三次市内でも議会の特別委員会でも提言をしていただきましたけれども、ケーブルテレビの維持管理についても多大な経費を要すると。そして、今後においては教育の充実であるとか医療サービス、さらには高齢者福祉対策等々に対応しなければいけないと。そして、今般のコロナ対策によって、本当に大きな財政支出というのが今後も見込まれておりまして、入ってくるお金に対して出ていくお金というのが非常に肥大化しているという現状が今あります。やはりそれらを踏まえた上で、今後、行政運営をしていかなければいけないというふうに思いますけれども、特に三次市におきまして、今回の戦略の方向性において特に掲げさせていただいておるのが「デジタル」と「田園」、これを掛け合わせることによりまして、三次市の豊かな自然や地域資源、これまで積み重ねてきたまちづくりをベースにICTも活用することで新たな人の流れをつくとともに、市民の生活を便利で豊かなものにしていきたいというふうに考えておりまして、この総合戦略を市政推進の1つの柱としていくべく着

実に取り組んでいきたいというふうに考えております。

(11番 新田真一君、挙手して発言を求める)

○議長(新家良和君) 新田議員。

[11番 新田真一君 登壇]

○11番(新田真一君) 1点確認を行いたいのですが、ただいまの市長答弁の中に人口集中の是正という問いに対して、是正の必要があるという御見解をどう解釈していいのか。地域の活力を取り戻していく、地域の特色を生かしていく、そして三次市の構成バランスを取るというふうに御答弁があったと思いますが、周辺町村の人口減少、これはバランスが取れた状態なんですか。いや、是正すべき状態なんですか。是正するというのはどういう方向を考えておられるのか、もう一度お願いします。

(市長 福岡誠志君、挙手して発言を求める)

○議長(新家良和君) 福岡市長。

[市長 福岡誠志君 登壇]

○市長(福岡誠志君) 再度お答えさせていただきたいと思いますが、この人口の構成バランスということでありまして、やはりそれぞれの地域で役割というのが私は異なっていると思いますし、また特色というものもそれぞれの地域で異なるというふうに思います。それぞれの皆さんの価値観によって、どこに住みたいかということはそれぞれの御家族、それぞれの個人の思い、やはりそこが大きなことだろうというふうに思います。市街地では都市機能、あるいは周辺地域では田舎暮らしといった魅力というのをそれぞれ出す中で、多くの市民の皆さんや移住者の皆さんにそこら辺の特色を理解していただいて居住をしていただく。その中で理想であることならば、バランスの保たれた人口構造が理想かなというふうに考えさせていただいております。

(11番 新田真一君、挙手して発言を求める)

○議長(新家良和君) 新田議員。

[11番 新田真一君 登壇]

○11番(新田真一君) 私は是正を図っていくということは、周辺町村の三次市中央へのいろいろな事情がある中で住まいを決定していくというのでしょうか、できるだけ抑えることによって、地域周辺町村の賑わいを取り戻し、人口減少、右肩下がりも少しでも緩和していくというのが進むべき方向ではないかというふうに考えました。これについて御見解は結構です。

では、2点目に続いて、今の質問を踏まえた人口の構成バランスを取り、そして新しい変革へ向けて具体的に、先ほど何点かは述べられましたけども、とりわけこの総合戦略の中でこういった点が人口是正、構成バランスを取っていく施策、こういう点が新たな社会転換を迎えていく方向へ進む戦略であるという部分について御紹介ください。

(経営企画部長 宮脇有子君、挙手して発言を求める)

○議長(新家良和君) 宮脇経営企画部長。

[経営企画部長 宮脇有子君 登壇]

○経営企画部長（宮脇有子君） 今回策定いたしました第2期の総合戦略においては、4つの基本目標ごとに施策の方向性や基本施策を掲載し、具体的な取組について掲載しているところです。本市といたしましては、これからも人口バランスの取れた持続可能なまちづくりをめざしており、今回の戦略においては、先ほど市長も申しましたが、「田園都市」かけ「デジタル」を掲げ、三次市の豊かな自然や地域資源、これまで積み重ねてきたまちづくりをベースにICTを活用することで新たな人の流れをつくるとともに、市民の生活を便利で豊かなものにしていきたいと考えております。

（11番 新田真一君、挙手して発言を求める）

○議長（新家良和君） 新田議員。

〔11番 新田真一君 登壇〕

○11番（新田真一君） 人口バランスが取れる状態というのは改めてどうお考えなのか、取れた状態というのはどうなのかというのが、今の答弁で私はよく分かりませんでした。改めて、私は是正という言葉をあえて使う、正していくんだと。それへ向けての具体策、もう一点は私が忘れておりました。SDGsについての表もつけられて、それへ向かってこの戦略がどういったところに適合しているかという表がついていますけど、これも新しい社会の転換を向ける方向ではないかと。その中で私は1点だけ、子供の貧困についてとても気になっています。何らかの形で就学援助を受ける子供たちが、私が頂いた資料では約19%、5人に1人と、三次市は。これも新しい大きな転換をしていかなければならない課題と思うので、今の子供の貧困についての戦略、あるいは人口バランスをよりよく取っていくための具体、こういった点について、いま一度お願いします。

（経営企画部長 宮脇有子君、挙手して発言を求める）

○議長（新家良和君） 宮脇部長。

〔経営企画部長 宮脇有子君 登壇〕

○経営企画部長（宮脇有子君） SDGsのほうでございしますが、第2期総合戦略では、各基本目標に関する取組とSDGsとの関係性を示したものをつけさせていただいております。これは取組の目的の1つとして、SDGsへの効果も意識しながら基本施策を進めることができるように明示したものでございます。若い世代の経済的安定を目標として、子育ての経済的負担支援として多子世帯保育料軽減事業、こども医療費助成事業などに取り組んでいるところでございます。人口の集中、議員は是正とおっしゃっておられましたけれども、いわゆる旧三次へ人口を集中させる、またはその是正といった方向性ではなく、三次市に住む誰もが住み慣れた地域で暮らし続けられる基盤づくりに取り組むという計画だというふうに認識しております。

（11番 新田真一君、挙手して発言を求める）

○議長（新家良和君） 新田議員。

〔11番 新田真一君 登壇〕

○11番（新田真一君） 私の学力が足りないのかもわかりませんが、改めて私はその周辺市町から中央へ、周辺市町の人口が減少していくというのは大きな課題だというふうに思います。こ

れが広島へ行ったり、東京へ行ったりどうこうという流れもあれば、三次市の中心へ集まっていくという流れもある、そういうふうには人口ビジョンでは分析されています。それはバランスの取れた状態なんですか。いや、バランスとしては取れてないと考えられるのか、この点についてお願いします。

(経営企画部長 宮脇有子君、挙手して発言を求める)

○議長(新家良和君) 宮脇部長。

[経営企画部長 宮脇有子君 登壇]

○経営企画部長(宮脇有子君) 定住対策という面では、市の重要な課題の1つとして位置づけておりまして、子育て、医療、福祉、産業振興、生活基盤など、あらゆる分野の政策を有機的、横断的に連携させて展開することにより、総合的な効果を発揮するような取組を進めているところでございます。特に人口減少等の顕著な周辺部の定住対策は重要な課題と認識しており、支所でありますとか住民自治組織、集落支援員等が連携協力して定住支援のための空き家情報ネットワークでありますとか移住者の受入れ等の取組をしておられるところでございます。

(11番 新田真一君、挙手して発言を求める)

○議長(新家良和君) 新田議員。

[11番 新田真一君 登壇]

○11番(新田真一君) 人口減少が進んでいる周辺市町への定住対策、これについていろいろ取り組んでいるという答弁であったと思うんですが、ということは、今のバランスがそれは望ましいバランスではないというふうには私は解釈させてもらう。だから、定住対策で地方に住む人を住みやすいようにしていくというふうには思います。というふうには解釈させてもらって、それはなぜ言うかという、今、先ほどあったように、市としての総合戦略を定められて、様々な施策を進めていかれるわけですが、今おっしゃったように、19の住民自治組織にはそれぞれ地域による特色も違う、課題も違う。市長がおっしゃったとおり、それぞれの特色を生かして様々な取組を考えて、各19自治体組織も人口ビジョンというのをつくっておられますよね。そして、今おっしゃった定住対策じゃ、賑わいをどうつくるじゃ、関係人口をどうつくっていくというようなビジョンを持っておられる。これが年度がそれぞれの自治連合会によっては一斉ではなくて、新しいのもあれば古いのもある。見直しを進めたいと考えておられるところもあるし、見直し時期になっておられるところもあるなと思って読ませていただきました。

さて、この三次市の戦略を戦術にして具体的な取組を進める地方の各自治組織と、この戦略をどう徹底し連携を取っていくのか、そのことについて御答弁をお願いします。

(地域振興部長 中原みどり君、挙手して発言を求める)

○議長(新家良和君) 中原地域振興部長。

[地域振興部長 中原みどり君 登壇]

○地域振興部長(中原みどり君) 各住民自治組織では、それぞれ地域まちづくりビジョンを策定されており、安心・安全の地域づくりや定住対策の取組など、まちづくりビジョンの実現に向けた活動を実施されております。現在19の住民自治組織のうち、18の住民自治組織で既にビジ

ョンの見直しをされ、残り1つの住民自治組織においても現在見直し作業をされているという状況です。地域がそれぞれ策定をされております地域まちづくりビジョンと、三次市まち・ひと・しごと創生総合戦略は相互に関係はしておりますが、あくまで地域まちづくりビジョンは各地域の実態に合わせて、各地域が主体的に策定をされているものです。引き続き、各地域まちづくりビジョンの実現に向け、支援をしていきたいというふうに考えております。

(11番 新田真一君、挙手して発言を求める)

○議長(新家良和君) 新田議員。

[11番 新田真一君 登壇]

○11番(新田真一君) 大きく地域を改めて確認しますが、中心部で人口が横ばいの地域、旧町村の地域、旧市内の周辺地域というふうに、私の中では3つに分かれていて、それぞれ言われるとおり、各その地域によって特色も違えば課題も違うと。周辺市町、旧町村、あるいは旧市内の周辺地域は、人口減少の抑制をどう図っていくか、少子高齢化に対してどうかということについての取組は重点を置かれていると思うんですよ、読ませていただいて。定住対策どうこうもあるのですが、それはやっぱり私はバランスが少し取れてないからこそ、この課題について取り組まれていくんだらうなと思う。

お聞きしたいのは、市長、この3か月の間に移住者との懇談をずっと続けてこられたと思います。その中で、やっぱりまちづくりのビジョンとして、こういったところに重点を置くべき、あるいはこういった課題、こういった方向性というのを感じたり読まれたことについて、お聞かせを願いたいのですが。

(市長 福岡誠志君、挙手して発言を求める)

○議長(新家良和君) 福岡市長。

[市長 福岡誠志君 登壇]

○市長(福岡誠志君) 移住者懇談会についての感想なり、意見ということでありましたけれども、このたび例年開催しているそれぞれの19自治連合会単位でのまちづくりトークがコロナによって中止を余儀なくされたこと、余儀なくされたことによって、少人数でこういった取組が今現状できるかどうかといったことがきっかけで、それぞれの自治連合会で少人数でということは、移住者をターゲットにして今回いろんな話を進めていこうと。いろんな意見を聞かせていただいて、それを今後の地域づくりの特色にさせていただこうといったことが趣旨で開催をさせていただきました。本当にそれぞれの移住者の皆さんの定義というのは幅広くございます。Iターンで突然あるところに来られた方、Uターン、学生時代はこちらで住まわれて、働くのは市外で働かれて、そして60以降についてはまたこちらで過ごされる方、本当にこの移住者の定義というのは幅広い中でいろんな話だけに、本当に参考になることが多々あったところでありました。やはりそれらは田舎だから何もないというところが大きな価値なんだというところもありました。おいしい空気、おいしい水、温かい人、これによってこの地域に住むというのが大きな魅力であるといった地域もありましたし、あるいはその移住者の皆さんからは、そこに住めば都ではないですけど、そういった感想もあったところでもあります。それらは具体的にいろ



んな意見がありましたけれども、まちづくりビジョンに落とし込めるような状況かと言いますと、やはり次の段階のまちづくりビジョンに結びついてくるんだらうというふうに思います。現在では19の自治連合会のうち、ほぼ18の自治連合会でまちづくりビジョンも策定済みといったような状況であります。残りの1つについては、今骨格を固められて、ほぼほぼできているというふうに伺っておりますけれども、やはりそういった移住者視点の思いとか意見というのは、それぞれの地域の特色づくりに私は結びつくものと思っております、今後の移住者対策であるとか定住対策、あるいは地域づくり、地域の宝の発掘、そういったものにつなげていくことができれば、また参考にしていくことができればというふうに感じたところでございます。

(11番 新田真一君、挙手して発言を求める)

○議長(新家良和君) 新田議員。

[11番 新田真一君 登壇]

○11番(新田真一君) タブレットなしの答弁ありがとうございました。議論はそうやって広げていくのがいいと思います。

さあ、そこで地域のまちづくりビジョンですよね。市としての戦略はここへ示された。具現化するの各地域の自治組織か、自ら考え主体的にということもありましたが、様々な取組を考えていかれると。そういった状況にあるときに、今ある行政施策の中の大きな課題である学校給食調理場建設問題はどうかということを私は課題提起がしたい。活力ある地域をつくっていかうというふうに大きな戦略を立て、各自治体において地域地域の特色を生かし、活力を維持しようといったときに学校給食調理場建設、これの要望書が2地域から出ましたけど、そこで署名に回られた皆さんが感じられたのは、地域の中に職があることの大切さや、そのことを通して地域と学校が結びつく大切さを考え、感じられ、小規模ゆえに目に見える生産者によって、子供たちは給食がおいしく食べられる。そして、それを魅力に感じてIターンやUターンもぜひ引き込みたい、いや、現実にこれだけ来とってですよという実態も示しちゃったんですね。総合戦略で進めんとする政策と、給食は集約して中央へ1つというのは、これは矛盾していませんか、どうでしょう、教育委員会。

(教育次長 甲斐和彦君、挙手して発言を求める)

○議長(新家良和君) 甲斐教育次長。

[教育次長 甲斐和彦君 登壇]

○教育次長(甲斐和彦君) 学校給食の建設についてでございますけれども、学校給食の目的というところでございますけれども、児童及び生徒の心身の健全な発達に資するものであり、かつ児童及び生徒の食に関する正しい理解と適切な判断力を養う上で重要な役割を果たすものであれば、これが学校給食を実施するという目的でございます、このことを踏まえて、今回給食の調理場の建設をするというもう一つの目的には、市内全ての児童生徒に調理場からの給食を提供するために調理場を建設するというところでございまして、調理場がどこにできるにしても、学校給食の目的は果たしていかなければいけない。今回、旧市内の調理場が老朽化ほか、何点か問題がありまして、調理場の建設ということでございますけれども、繰り返しになりますけ

れども、どこに建設しようとも学校給食の目的というのは果たしていかなければいけないというふうに考えております。教育委員会会議でも調理場に係る議論を行った際に、これから造る調理場が日本で一番よいものとなり、よりよい給食で一品でも多く三次市産の食材を提供できる調理場にする、ICTを活用し双方向の食に関する指導もできる調理場にする、子供たちにとって、また地域にとって、魅力ある学校給食が展開できるというふうに教育委員会会議でも意見を頂いておるところであります。調理場を集約化しても、関係の皆さんに協力を頂いての地産地消の取組など、運営方法によっては定住促進の一助にもなり、三次市内外へ地域の魅力の発信になり得るものであるというふうに考えております。

(11番 新田真一君、挙手して発言を求める)

○議長(新家良和君) 新田議員。

[11番 新田真一君 登壇]

○11番(新田真一君) 1か所ですて充実させることが定住促進や三次としての魅力を発信するのになるというのは、どうも私はよく分かりませんが、2地域の方が言われているのは、地元食材を地元の子供たちのために作ること、そこで学校と地域と結びつくことが魅力だ、それがIターンやUターンも引き込んでいく、学校と地域が結びついていることを発信できると私は思う。1か所にまとめて、市内17校あるのをここで立派な施設で立派においしく作るんですよ、これが地域の宝ですよ、どうぞ皆さんこれを見てくださいというのはちょっと違うんじゃないかと思うんですがね。もう一度お聞きしたい。私は小規模で、地域の地元の皆さんが地元の子供たちに提供することで地元と結びつくことが発信すべき魅力であり、それが地域の活力を継続させていくことになる。1か所に集約されて、わしが作ったものが4,000食分のどこへ入っておるか分からんじゃあ、地域の活力はそがれるだけじゃないかと考えますが、いかがでしょうか。

(教育次長 甲斐和彦君、挙手して発言を求める)

○議長(新家良和君) 甲斐次長。

[教育次長 甲斐和彦君 登壇]

○教育次長(甲斐和彦君) 現在、地元で給食に御協力を頂いている方、地元産の野菜など食材を提供してくださっている方の取組は大変すばらしいものであるというふうに考えております。その取組が議員がおっしゃいますように、子供たちとの触れ合いをつくって、地域の活力になっているということも、私どもも認識しておるところでございます。今回、先ほど申し上げましたように、調理場の老朽化等によって、どうしても今後の調理場を考えていかなければいけない。そのときに、どういう形で調理場を造っていくかというところを考えると、そういったすばらしい地域の皆さんの取組を、せっかくないい取組をしてくださっているんですからその取組は残しつつ、それを全市内へ広めていきたいというのが私どもの考えでありまして、もちろん今取り組んでくださっていらっしゃるものはそのまま残して、これが今までどおり、子供たちとの触れ合いになったりというところはICTを活用したりして、その仕組みを継続していきたいというふうに考えております。

(11番 新田真一君、挙手して発言を求める)

○議長(新家良和君) 新田議員。

[11番 新田真一君 登壇]

○11番(新田真一君) 三次市が今後やっぱり元気になっていくには、それぞれの地域地域に活力がないといけないというのは当たり前の理屈だと思う。だけど、学校給食調理場建設をめぐる問題で今のように取り組んでこられた地域や生産者、あるいは保護者皆さんはこのことで少し活力をなくしておられるんですかね、大丈夫かいのう言うて。そこを考えていただきたいというので、もう一点、気になる課題があるんです。それは、学校規模適正化委員会ですよ。地域から学校がなくなるというのは、極めて大きな影響を地域にもたらすことは間違いない。とりわけ、前回でも中学校の統合は地域コミュニティーを破壊させる、あるいは地域の分断を生むから検討しないという答申で終わっていた。今日、午前中の論議にもありましたが、教育委員会は中学校の統合を視野に入れて、中学校の適正規模はどうあるべきかという方向性を示しておられる。既に2回の委員会が終了しましたが、6月には地域づくりも含めて学校の適正化の論議をとという方向性も示されたと思いますが、まだ2回で結論ももちろん出てはおりませんが、まさにコロナ禍の中での社会的な大きな転換期であるという社会的背景、そして執行部の言葉を借りれば、三次市の人口の構成バランスを適切に保っていくという視点、地域の活力を持続させていく視点等々、現在、途中経過で結構ですから学校規模適正化の議論がどのように進められているか、御報告を願いたい。

(教育次長 甲斐和彦君、挙手して発言を求める)

○議長(新家良和君) 甲斐次長。

[教育次長 甲斐和彦君 登壇]

○教育次長(甲斐和彦君) 本年度10月に、三次市学校規模適正化検討委員会を設置いただきまして、適正な学校規模について御議論いただいているところでございます。検討委員会の設置目的は前回の検討から11年が経過しておりまして、少子化がさらに進む中で、前回検討の対象となっていない中学校も含めて、三次市立小中学校の規模及び配置の適正化について調査検討をし、児童及び生徒にとって望ましい教育環境の基準、指針というものを作成していただくというものでございまして、この検討委員会の設置が必ずしも学校の統廃合をめざした議論に終始するものではございません。これまでに今年度は2回実施しましたが、数値データ等に基づいて、同時に学校の存在が地域の拠点であることなどを含む地域実情、児童生徒や保護者の思いも考慮して、あくまでも望ましい教育環境について御議論いただいております。11月に開催した委員会では、適正化に関する基本方針を中学校区は現在もコミュニティー形成の場として存立しており、中学校区を単位として検討すべきであるというふうの方針を委員の皆さんで話をされておるところでございます。

(11番 新田真一君、挙手して発言を求める)

○議長(新家良和君) 新田議員。

[11番 新田真一君 登壇]

○11番（新田真一君） 私も2回の委員会を傍聴させていただき、議論を聞かせていただきました。そこで今、次長の言われた中学校区を単位にという言葉はどう解釈していいのか悩んでいる。中学校区が地域コミュニティーの1つの単位であり、これの大切さは今おっしゃったとおり、多くの委員の皆さんの共通認識だったと思うんですけど、中学校区を単位に学校適正化規模を考えるとというのはどう解釈すればいいのか、ちょっとお聞きしたいんですよ。中学校区同士がくっついていくちゅうのを含めた言い方なのか、いや、現在の中学校区というのは地域コミュニティーの1つの最小単位としてやっぱり存続していく必要があると捉えるのか、ちょっとここはよく私が解釈できないのでお願いします。

（教育長 松村智由君、挙手して発言を求める）

○議長（新家良和君） 松村教育長。

〔教育長 松村智由君 登壇〕

○教育長（松村智由君） 学校の規模適正化検討委員会は、前回も今、議員のおっしゃったところがポイントとなっております。今回、先ほど次長のほうからもございましたように、これを考えていただくのに、現在でも前回頂いた1つの基準が適合するかどうかというところが1つのポイントでございます。つまり、子供たちにとって生きる力をつけるとか、あるいは学力をつけていくとかそういう学びがきちっとその学校でできていくのかどうかというようなことも含めて御検討くださっているものと私は思っております。そういう意味で、特にこれまでこの議会の中でも、中学校区のありようについて検討してみたらどうかという御意見をこの場でも頂いたこともございますし、また、まちづくりトークのような、地域へ出かけてお話をさせていただいているときにもそういうお話を頂いたこともございました。ひとつ、11年たったということでございますので、その辺りのところも含めて御検討いただくということで、現在お願いをさせていただいているところでございます。

（11番 新田真一君、挙手して発言を求める）

○議長（新家良和君） 新田議員。

〔11番 新田真一君 登壇〕

○11番（新田真一君） 私の頭の中でまだ整理ができません。今後の検討委員会の議論も注視しながらいきたいと思うんですが、まち・ひと・しごと総合戦略の大きな狙いは少子高齢化と人口減少の抑制、それについて先ほど来論議してきましたように、各地域がそれぞれの特色を持って取り組んでいく、ビジョンをつくっていくと、こうだと思うんです。ここに、先ほど申しました学校給食がなくなるということ、地元の地域ですよ、あるいはそれに重ねて学校もなくなるというのは、その地域にとっては大打撃、ビジョンも変えにやいけんと思いますよ。もしも、そういう方向性が示されるんならですよ。今後の課題になっていくんでしょうが、さあ、その学校規模適正化の中で学校が地域にある意味等の論議で、私は前回の平成22年に出された答申に至るまでの適正規模検討委員会もずっと傍聴させていただきました。この中で気になるのが、今回全く触れられていませんけども、そのときに委員長が言われたのは税の公平負担ということを言われたんですよ。児童生徒1人当たりの教育予算が中心部の大規模校と周辺部の小規模

校に大きな格差があると。具体的に数字も出されまして、十日市小学校が600人規模で児童1人当たり何十万円、最もサンプルになっていたのは、もうなくなりましたけど、灰塚小学校、全校児童数13人、1人当たりの単価、ここは7倍の開きがあった小学校。中学校も同じく、一番大きかった十日市の四百何人規模と、作木か布野かだったと思います、これも4倍の開きがあった。小規模校のほうは1人頭に教育予算が4倍かかっているという税の公平負担を是正せにゃいけん。今の1票の格差と言われると同じような理屈かなど。財政論ですよ、これが今回組上には上がってなくてほっとしているんですけど、ここで言ったら復活しちゃ困るんですがね。いや、何が言いたいかという、給食も財政論の一方の論議もある、あるいは一方で今の教育適正化規模もそれを基に論議されたこともあった。これ、周辺町村、これが道路も交通も医療も福祉もと言いついたら、どうなるんだろうという怖さを思う。それは、まちから子供の数が少なかったら1人の単価が絶対上がりますよ。この谷に新しい道路をつけて、この周辺、奥まで住んどってのが、100軒のところへつけるのと10軒しかないかにつけたら、それは単価は上がりますよ。そういった財政論を地域のビジョンづくりの役員の皆さんが突きつけられたら反論のしようがないということ。あんたら、すごい税金食いよるんで、我慢せにゃって言われたら、と思うんですよ。その意味で、さっき地域は主体を持ってどうこうという意見を言われたので、各自治体がそれこそ主体的に我が地の給食も学校も何とか守っていたいというビジョンを持たれて取り組まれるということは、その地域の活力を維持していくためには必要なことであると認めていただけますよね。

(教育次長 甲斐和彦君、挙手して発言を求める)

○議長(新家良和君) 甲斐次長。

[教育次長 甲斐和彦君 登壇]

○教育次長(甲斐和彦君) 議員がおっしゃいます、そういった取組が活力になっておるということでございますけども、私どもも今まで地域の皆さんが取り組んでくださっていることはすばらしい取組であるというふうに認識をしておりますので、その活力を失うてもらわぬように継続していくという仕組みを今考えておりまして、今後もそういうふうな考えで進めていきたいと思っております。

(11番 新田真一君、挙手して発言を求める)

○議長(新家良和君) 新田議員。

[11番 新田真一君 登壇]

○11番(新田真一君) ありがとうございます。地域の皆さんの活力をそがんに、活力を継続できるように、ぜひともお願いしたい。そして、それは場合によっては、この総合戦略と相反する中身になるかもしれない。それも1つの住民の声として、我々も含めて受け止める必要があるんじゃないかというふうに思います。

さて、学校適正規模の委員会の議論でもう一つ気になるんです。もう一つ気になるということは、これも総合戦略に関わりますが、まち、市の中心部へ集約化していく、給食もそう、学区自由化もそう、県立三次中という大きな窓口をつくった、間口をつくったのもそうだと思う

んです。だって、現実には周辺旧町村から中へ、学校へ、学区自由化で中学校進学へ進んでいく数は少なからずありますよね。さらに、県立三次中へ行く数も少なからずある。多分、両方を合わせたらざっと100名ぐらいになるんじゃないですか。これは人口減少に抑制をかけていく、あるいは地域の活力をそいでいく。あるいは学校適正規模論議していくのと逆の取組ではないかと私は思うんですが、これについてはいかがでしょう。

(教育長 松村智由君、挙手して発言を求める)

○議長(新家良和君) 松村教育長。

[教育長 松村智由君 登壇]

○教育長(松村智由君) 今、議員のほうから学区の自由化、そして広島県立三次中学校・高等学校の設置に関わっての御意見を頂いたと思います。今日この論議の中でも出ましたけども、住み慣れた三次に住み続けるというのは、やはりこれからを担ってくれる子供たちをしっかりと育てていくということにつながっていくものと私は考えております。そういった意味で、通学区の自由化制度、これは始まって10年に当たる平成26年にアンケート調査を行いまして、その結果を9月に公表したところであります。平成26年9月でありますけれども、この学区の自由化によって自分たちが選択拡大につながったとか、あるいは意欲的な学校生活につながっているという御意見も頂いているところであります。また、議員も御存じのように、県立三次中学校・高等学校の設置に当たりましては、これまでもオール三次という形で、官民一体となった形で進めてまいりましたけれども、この三次に県立の中学校を造ることによって、自宅から通っていける学校、そしてそれも選択肢の拡大というところで考えていったところでございます。私たちが今考えているのは、住み慣れたこの三次市という全体の地域の中でしっかりとそれぞれの暮らしをし、また生活をし、地域を知り、そして将来的にこの三次へ帰ってきてくれる子供たちが成長してくれることを願ってのところであります。

教育委員会の思いとして、中学校の適正配置も併せて考えておりますけども、御心配を頂いておりますような形で、このことをもってすぐ統合だ、あるいはそういう方向性の検討をしていこうというようなところへは、現段階においては到底考えておりません。また、いろんな御意見を頂きながら参考にさせていただきたいと考えております。

(11番 新田真一君、挙手して発言を求める)

○議長(新家良和君) 新田議員。

[11番 新田真一君 登壇]

○11番(新田真一君) 地域の活力であるとか三次へ住み続ける、住み慣れた地で自分たちが生きていくとかいうフレーズは心地よくは聞こえるんですけど、私は学区自由化も県立中も、周辺市町の小規模中学校にとっては本来、地元地域を学んでいく目を、いや、人口減少を抑制しようという総合戦略に反して、市中央への人口移動を助成しているというふうに感じてしまう。教育委員会は、小中一貫教育は地元地域をいかに学ぶかというのをもう一方で推進しよってんじゃないんですか。私はそれこそ大事にされるべきではないかと思うのですが、冒頭、市長から「デジタル」と「田園」という提起がございました。ここからは新しい転換。私は「田園」

というのは、山間僻地の小規模校の教育こそ見直される時期になったんじゃないかと。40人学級で切磋琢磨して競争を生き残り、有名大学へ行って、一流企業へ入って安定した収入を得るといふ、何か1つの道筋はちょっと待てよと。コロナ禍にあつて、本当にそれが豊かなのかといふのを転換する時期に来たのではないかなと。地域に暮らして、地域で学んで、地域の農業を担って立つのも子供たちの描く大きな夢ですよ。改めて総合戦略、市全体ですよ。今、私はちょっと教育の部分について地域ビジョンと市全体のを問うてきましたけど、改めて三次市としてのまち・ひと・しごと創生総合戦略の狙いといふのはどこに持っているんですか。

(経営企画部長 宮脇有子君、挙手して発言を求める)

○議長(新家良和君) 宮脇部長。

[経営企画部長 宮脇有子君 登壇]

○経営企画部長(宮脇有子君) まち・ひと・しごと総合戦略は、まち・ひと・しごとの創生に係る施策を重点化し、安心して住み続けられる持続可能な田園都市づくりを進めていくものでございます。

(11番 新田真一君、挙手して発言を求める)

○議長(新家良和君) 新田議員。

[11番 新田真一君 登壇]

○11番(新田真一君) 安心して住み続けられる持続可能な田園都市、この持続可能にしていくために、それぞれの地域が活力を持って取り組んでいこうと元気を出さなきゃいけないのに、私は学校給食の集約、学校規模適正化が今後の議論にも期待しますが、小規模教育を否定して田園都市に向かわない方向になるのをとても危惧します。今こそ、それは一方で夢の実現、夢の実現というて県立中高一貫校のことを教育長が言われるから、こっちにも大きな夢があるんですよ、子供たちに。地域で生まれ地域で生きていく、なぜそれをバックアップして応援していくような施策が前に出てこないのか。いや、いっぱいあるよと言われてたらそうだ、あると思いますよ。地元の神楽を学んで毎年公演する中学生、守っていくべきだと思う、なくしちゃいけない。地域の歴史をしっかりと学んで、中学生は今多くの中学校が自分の校区のビジョンを学習でつくっていますよね。まちがこんなふうになればいい、こんなふうになればいい、そういうのをまさに地域と学校が結んで考えていく、それによって本当に住み続けられる田園都市、ぜひそうなってもらいたい。そのためには、財政が無理することも必要なんです。財政論、今朝ほども財政計画云々とありましたけども、選択と集中と言うけど、公平性じゃ、負担が大きいじゃ、銭がかかるじゃなくて、ここには銭をかけなきゃいけないという部分をちゃんと迷わず選択していく。私は給食も教育もそこにあると思います。

以上を申し述べて一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長(新家良和君) この際、議場内の換気作業のため休憩いたします。再開は14時10分といたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

——休憩 午後 1時58分——

——再開 午後 2時10分——

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（新家良和君） 休憩前に引き続き一般質問を行います。

順次質問を許します。

（20番 竹原孝剛君、挙手して発言を求める）

○議長（新家良和君） 竹原議員。

〔20番 竹原孝剛君 登壇〕

○20番（竹原孝剛君） 会派未来の竹原です。お許しを頂きましたので、一般質問を行いたいと思います。

まず、何といっても、今コロナ禍の中で非常に様々な取組をされておりますが、しかし残念ながら、日本の政府の姿勢が鎮静化のほうへ向かっていないというのが非常に残念だと。国民の不満や不信が高まっているところでもあります。地球的規模で205か国の地域と国がそれぞれ取り組んでおられますが、その順位は悪いほうで44位だそうです、日本は。アメリカがもちろん一番悪くて16万人、日本も超えて3,000人に迫ろうとする死者がおられると。何が言いたいかといえば、市長にもぜひとも今後お願いしたいと思いますが、国のトップとかその地域のトップがしっかりとコロナ対策を毎日のように映像やいろんなところへ出てこうしてほしいというのを、コロナ禍のためにみんな頑張ってくださいというのを発信している国というのが、死者がシンガポールでいえば29人、ニュージーランドは162人、フィンランドは97、台湾は7人とかという死者ですよね。これらは女性の首相が中心ですけども、それらが毎日のように人命優先の発信をされていると。そういうことでコロナの取組がされて、日本の菅首相は1か月目にやっと何かわけの分からん会見をしたということで、本当に国民の命や人命優先の政策が展開されるんかどうかということが今問われているんじゃないかなと思っています。そういう意味で、福岡市長もぜひともそういう立場で、菅首相と同じようなことをせずに、しっかりとニュージーランドやシンガポールや台湾のようなところから学んで、このコロナ対策をしっかりとやっていかななくてはならないんじゃないかなというふうに思います。

通告に従って質問をしたいと思いますが、まず1番目に、学校給食調理場再編計画についてであります。

これも午前中にもうやられましたから詳しくは言いませんが、議員9名から提出した提言書について、基本的な態度をどういうふうに思われているのかということでもあります。5点にわたって提言をさせていただきました。6か所を1か所にするというのは乱暴極まりない。今の状況を上回るものではない。学校教育施設で必要不可欠なので、一番いい方法を考えてほしいという提言をさせていただきました。おいしく、安心・安全な給食の提供、もちろん災害リスクなどなども考えて造ってほしい。地産地消の取組、川地・塩町の要望、食育の推進、財政は先ほど新田議員も言ったように、大人が少し我慢したり、みんなが子供たちのためにという支え合う気持ちでやれば、財政の返済計画は後から聞きますが、大きな負担はないんじゃないかということで、最低3か所案というのを提起させてもらったところでありますが、市長もじっ



くり読んでいただくということを提出したときにおっしゃっておられましたので、じっくり読んだ結果を聞かせていただいて、心変わりをしてやっぱり3か所にするよということになったのかどうなのか、お尋ねをしたいと思います。

(市長 福岡誠志君、挙手して発言を求める)

○議長(新家良和君) 福岡市長。

[市長 福岡誠志君 登壇]

○市長(福岡誠志君) 学校給食を考える議員連盟の皆さんから提出された学校給食調理場整備計画についての提言については、9名の議員から提出をされたいということで、政策提言として受け止めさせていただいております。その中で、三次の方針はどうかということでありますけれども、三次の方針は今までどおり、旧市内の6か所を1か所にするという方針には変わりはないということであります。しかしながら、この学校給食調理場整備計画についての提言5項目を頂いておりますけれども、この5項目においても、今後新しい学校給食調理場で反映できることというのは反映させていただきたいというふうに考えておりますし、特に安心・安全な給食の提供であるとか地産地消の推進の地域とのつながりの創造、あと食育の推進についても、積極的に他校や川地の皆さんの思いを酌み取った、そんな学校給食調理場にすることによって、発展的な学校給食調理場に結びつけていきたいというふうに考えています。やはり市内の子供たちがそういった給食を食べるといことは、明らかに地域としての給食の魅力が向上するというふうに思っておりますし、反映できるものは反映すると。そして、今後の学校給食調理場の参考にさせていただきたいというふうに思っております。

(20番 竹原孝剛君、挙手して発言を求める)

○議長(新家良和君) 竹原議員。

[20番 竹原孝剛君 登壇]

○20番(竹原孝剛君) 提言書を生かしてもらおうところもあると思いますが、肝腎なのは1か所か3か所かということなんです。そこがどうするのかなというこの提言なので、間違った施策はいつでも変えりゃええので、今から3か所にしますよと言われても反対はしませんから、賛成しますから。ぜひとも思いを変えて、本当に今言われるように、子供たちのためや地産地消や食育やということについては、しっかりと考えていただきたいというふうに思います。まだ、今議会は長うありますから、最終日までにはまた決断をされて気持ちを変えられても結構ですから、ぜひとも提言に沿うような中身を期待したいと思います。

これは、後から聞いたほうがいいのかもかもしれませんが、災害リスクの問題ですが、特に食中毒やコロナやら、断水やら、停電やらあるというのも、前の実施計画書にありましたが、今回はそこまで書いてないと思うんです。それで、その後のことがどうなのかなというふうに、ちょっとリスクのところという心配をしていますが、そこが今回の提言書の中では詳しくないというふうに思いますが、そこはどうなんですか。

(教育次長 甲斐和彦君、挙手して発言を求める)

○議長(新家良和君) 甲斐次長。

〔教育次長 甲斐和彦君 登壇〕

○教育次長（甲斐和彦君） 防災機能等でございますけれども、平成30年3月にお示しをしました基本計画案には、防災機能として太陽光パネルを設置した蓄電機能でありますとか、炊き出し機能、救援物資の受け取り配送機能、そして給水機能を備えるというふうに4点掲げておりますけれども、今回、整備計画の案を作成するに当たりまして、太陽光パネルを設置した蓄電の機能など設置費用等、効果を設計段階で検討することとしました。どうもちょっと調べるのに、費用をかける割には割と効果がないというようなこともちょっと調べましたので、詳細にはまた設計段階で調べたいと思っておりますけれども、そういったことで、今回、整備計画案には記載しておりません。整備計画案には、最災害発生時の有事の際、炊き出しに対応可能な機器の設置スペースでありますとか食糧備蓄のための保管スペースを確保するという事は載せておりますけれども、それ以外のことについては今後の設計段階において、また詳細な検討をして決めていきたいというふうに考えております。

（20番 竹原孝剛君、挙手して発言を求める）

○議長（新家良和君） 竹原議員。

〔20番 竹原孝剛君 登壇〕

○20番（竹原孝剛君） リスクの問題でいうと、この前もちょっと言いましたが、1か所で4,000人が一遍に被害に遭うのか、3,000のところがいつて500は何かできるよということも、停電やら、いろんな感染やコロナのことで、リスクとすれば下がるわけで、やっぱりそういうふうなことも基本的にはを考えなくてはならないと思いますし、それから防災機能でいうと、蓄電機能が一番心配しとったんですが、太陽光の設置を考えるということですが、基本的に今環境、SDGsの問題もありよりでしたが、環境問題でより一層、三次市として環境政策にちゃんと基準を合わせて、CO<sub>2</sub>ゼロをめざしていかなくてはならないということなので、今費用対効果で太陽光を設置して蓄電をして、やらないということにはならんのかなというふうに思うんですね。国の動きもそうですし、地球的規模でもせつかく新政権が思い切った決断をされたので、それに沿っていくというのはぜひとも考えてもらわなくてはならないなと。蓄電機能もしっかり持って、やらないなというふうに思います。

それと災害時における炊き出しなんかの問題でいうと、何を使おうと思って、ガスなんか、電気なんか、それとも蒸気でやるんかなどもいろいろあると思うんですが、その辺りも防災機能を発揮するときには、初めの計画でいうと給食車両を救援物資の発送拠点みたいなことでやるよというふうに書いてありますから、やはり防災機能も設けた多機能化というのは必要なんじゃないかなというふうに思うんですが、その辺りはいかがですか。

（教育次長 甲斐和彦君、挙手して発言を求める）

○議長（新家良和君） 甲斐次長。

〔教育次長 甲斐和彦君 登壇〕

○教育次長（甲斐和彦君） 議員がおっしゃいます、熱源についてはどういった、電気で行くのがいいのか、ガスで行くのがいいのか、そういったところの効果とございますか、そこら辺を検証

しながら、設計段階では決めていきたいというふうに思います。庁内検討委員会を立ち上げておりますので、また環境政策辺りも入っておりますので、そこらと協議をしながら進めていきたいと思います。多機能化というところなんですけども、まず基本的には、市内の子供たちに安全で安心な給食を作るというところをまず整備して、災害機能の多機能化についても検討していきたいというふうに思います。

(20番 竹原孝剛君、挙手して発言を求める)

○議長(新家良和君) 竹原議員。

[20番 竹原孝剛君 登壇]

○20番(竹原孝剛君) それじゃ、造ってから多機能化については考えるということなんかもしれませんが、国の交付金でいうと、社会資本整備のための交付金などもあるので、今多機能化をしたほうが国の交付金をもらうという、財政財政とよく言われますが、その辺りも交付金を国から分捕ってくるためには、そうした多機能化も含めとったほうがいいんじゃないかなと思うんですが、それが1つと。

それから、太陽光についてはぜひとも実施をしていただくように要請をしておきたいと思います。あの提言書をしっかり読んでいただいて、中身を地産地消、川地、塩町の要望は結局無視ということですよ、今のところはね。提言書で出してるの。いや、地元で造ってくれというのをせんよと言うんじゃない、それは無視でしょうが。無視と言うたらちょっと言葉が悪いが、それは実現しないよということですよ。それじゃ、地元の皆さんの要望やら思いというのは、さっきの新田議員のまちづくりの話もありましたが、みんなが福岡市長について一緒に頑張ろうよという気にならんよ。やっぱりみんなが言うての事を聞いて、おっし、一緒にこのまちづくり頑張ろうというですね、人口増にもなるし、まちの活気にもなるし、活性化にもなるので、まちづくりの方向をしっかりと見極めたときには、やはり地元要望をしっかりと聞いてやろうじゃないかと。みんなでやろうやという気持ちを起こさせるのが市長の役割ですから、しっかりと考えて地元要望も強力に出しておりますので、私たちも聞かせていただきましたが、地元へ行って。頑張ってくれのうというて言われておるので、頑張らないけません、本当に。田幸、川地へ行きました。ですから、本当に皆さんの要望を無視しないような、失望させないような取組をぜひとも実現していただきたいというふうに思います。ありますか、あれば決意を、まちづくりと方向性について。

(市長 福岡誠志君、挙手して発言を求める)

○議長(新家良和君) 福岡市長。

[市長 福岡誠志君 登壇]

○市長(福岡誠志君) 学校給食を考える議員連盟の皆さんも、それぞれの田幸であるとか川地に行って、いろんな御意見を収集される中で思いをいろいろ聞かれたというふうに伺っております。我々も、そういった田幸のふるさとランチグループであるとか川地の太陽グループと協議をさせていただきましたけれども、今回だけではなくてももちろん午前中も教育次長のほうが答弁をしましたけれども、今後も協議を重ねていく中で田幸やら川地でやられているモデルとい

うのを、今後どういうふうに反映できるんかというところを含めて、やはり造る以上は発展的な学校給食調理場を造っていきたいというふうに思いますし、できる限り、皆さんの思いや意見が反映できるようにはしたいというふうに思いますけれども、今後は決定していく以上はできること、できないことがどうしても出てまいりますので、しっかりと見極めてまいりたいというふうに考えております。

(20番 竹原孝剛君、挙手して発言を求める)

○議長(新家良和君) 竹原議員。

[20番 竹原孝剛君 登壇]

○20番(竹原孝剛君) 今の地元要望なんですが、やはり市長も聞かれとるんで、本当にどれが最善策かというのもしっかりと議論をしていかなきゃいけませんし、我々議会もしっかりとしていかないけんのじゃないかなというふうに思っていますので。今後、しっかりとお考えいただきたいというふうに思います。

2番目に移りたいと思いますが、今回の学校給食調理場の再編で、予算継続費ということの提案が今議会にありました。それで、よう分からんのですが、私、26年間今やっておりますが、市長も15年間議員をされておりましたから御存じでしょうけども、こういう継続費は初めてやと思います。三次市始まって以来かなと思ったりしておりますが、何でそういうふうになっとるかというたら、御存じのように会計年度独立の原則というのがありますよね。会計年度の経費は、その年度の歳入をもって支弁すべきこととし、特定の年度における収入支出は他の年度と区分するということになっています。それで、予算の単年度主義というのは、議会における予算の議決は毎会計年度行うべしという原則であり、議会の予算審議権の確保の要請から来ているもので、例えば令和2年度、令和3年度の歳出内容を決めてしまうとすれば、この議会において3年度の予算審議をする審議が失われてしまう。だから、財政を民主的にコントロールする確保から、毎年度予算は改めて議会で審議されるべきものとするのが単年度主義ですというのが、総務省の出している内容です。副市長も総務省から来られたので御存じだろうと思いますが、これは憲法の86条にもその旨があって、毎会計年度の予算を作成し、議会に提出してその審議を受け、議決を経なければならない。地方自治法96条2項には、予算の決議ということで議会の権限が明記をされておる。この予算の審議権をなぜ剥奪するような今回の予算の提案なのか、お聞かせ願いたいと思います。

(副市長 堂本昌二君、挙手して発言を求める)

○議長(新家良和君) 堂本副市長。

[副市長 堂本昌二君 登壇]

○副市長(堂本昌二君) 継続費を今回提案させていただいております。継続費は、複数年にわたる事業について、あらかじめ総事業費及び各年度の事業費を定めるもので、複数年にわたる事業を確実に行うようにするために、先ほど議員おっしゃられましたが、会計年度独立の原則の例外として認められた制度でありまして、これも地方自治法第212条で規定をされておるところであります。これによりまして、事業費の全体像と年度ごとの事業費をお示しし御審議いた

だきますので、この説明の中で次年度以降の内容についても御判断いただけるものと考えております。また、当該年度の繰越額が発生した場合は、次年度に継続費の執行状況報告をすることとなっておりますので、執行状況についても御確認いただくことができます。これまでの大型事業でも債務負担行為により、次年度の予算を認めていただいておりますので、今回も次年度以降の予算を認めていただくという点では同様であります。このように事業の全体像が明確であり、執行状況も確認できるという点において、この継続費は透明性が高い予算手法であると言えます。このたびの調理場整備事業にこの継続費を活用した理由の1つは、この厳しい財政状況を踏まえ、このような大事業につきましては事業費総額を定めた総額の予算内で事業を執行していくという今後の財政の安定性と継続性を保ちたいということが1点ございます。

もう一点、このたびの調理場の事業につきましては、事業費総額をあらかじめ積算しやすい事業であるということがございます。皆さん御存じのように、事業予定地は市有地でございます。今から土地鑑定を行ったり、移転補償費を支出、あるいは用地買収などの手続が不要であります。さらに、候補地は既に一定の造成が行われた土地でありますので、大規模な造成工事や進入路の工事でありますとか古墳発掘調査というようなことも必要ございません。あらかじめ積算しにくいような、例えば難しい事業でありましたら不確定要素の多い事業ということで、債務負担行為によって契約ごとに予算化することになると考えております。今後も事業内容によっては、継続費でありますとか債務負担行為を適切に活用して、複数年にわたる事業の予算化を図ってまいりたいと思います。事業費の積算については、現時点において可能な限り情報収集をして積算しております。通常の予算の事業費についても、その時点で可能な積算により上限額や概算額で御審議いただくこともございます。このたびも同様に御審議いただくものがございます。

(20番 竹原孝剛君、挙手して発言を求める)

○議長（新家良和君） 竹原議員。

[20番 竹原孝剛君 登壇]

○20番（竹原孝剛君） これは執行部の勝手なんよ、それは。議会の審議権の問題を言いはるんや。よう分かっと思ふ。それは、あなたら執行部が、後からまた言いますけど、25億4,000万の内訳もちょっと後から聞こうと思ひますが、それをあんまり定かでないものを4年も先に議決せいで言うたら、この本議会で25億4,000万を我々が承認したら、もう次に審議せんでもええんでしょ。もちろん審議をしてくださいというのは言うんよ。言うんじゃけど、基本的にはあなたら決めたじゃないかということになるんよ。そういうふう書いてあるじゃん、これに。継続費は債務負担行為とは違って、支出権限も併せて求めるものですよ。支出権限も付与しなさいというのを議決せいで言うんですよ。歳出予算の繰越しは、翌年度まで支出権限の繰越しを認めるものであり、継続費は最大5年間、これをできるというふう、継続費ですよ。今、副市長が言うように債務負担行為ならいいんですよ。債務負担行為は、これは毎年、支出権限を与えるもんじゃないから、実際に支出するに当たって審議をしなさいというふう書いてある。何で債務負担行為にせんのか、私もよく分からない。何で一週に、我々の審議権

を剥奪してまで、このわけの分からん25億4,000万を出したんかというのもよく分からん。毎年審議せないけんのじゃないですか、これ。だって、今さっきもちょっと言うたように、午前中の横光議員も言われたように、場所も決まっておらんのに何で25億4,000万が出たんか、これも不思議なことですが、後からまたそのことは言いますが。何にしても、継続費の提案はやめて、せめて債務負担行為も5年間できるんですから、一応提案しといて毎年審議をして、それで進めていけばいいんじゃないですか。我々の審議権について、どういうふうに思われているのか、お尋ねしたいと思います。

(副市長 堂本昌二君、挙手して発言を求める)

○議長(新家良和君) 堂本副市長。

[副市長 堂本昌二君 登壇]

○副市長(堂本昌二君) 継続費を今回提案させていただいておりますけども、来年度事業、令和3年度は10億3,160万円の予算を計画しております。これについては当然、予算書の案として審議いただきます。そして、この予算書についても修正とか否決とかそういう対象にはなりませんので、それを審議できないという審議権を奪ったというまでのものではございません。それはあくまでも、そのときその年度ごとの予算を示していきながら審議いただくというものでありまして、総額を今回定め、通次繰越を行いながら、その範囲内で事業を執行していこうというものでございまして、当年度その年度予算をしっかりと審議してもらおうということは財源を含めて示していったら、審議していただくというものでございます。

(20番 竹原孝剛君、挙手して発言を求める)

○議長(新家良和君) 竹原議員。

[20番 竹原孝剛君 登壇]

○20番(竹原孝剛君) 審議権の問題を言いよるので、今言うように、この25億4,000万を今議会の12月で決めたら、そんなに悪い執行部とは思いませんよ。あなたらの根性が悪いと言いますが、悪ければ、ここにあるように支出権限の付与も併せて求めとるわけでしょう、我々に、でしょう。支出権限の付与も併せて求めるものなんですよ、これは。継続費というのは。ほれじゃから、来年10億と言うといて、いきなり25億と言うて支出負担行為もできるんですよ。できるよになつとるじゃないですか、これ。そんなことはせんと思いませんよ、せんとは思いますが、決めたら一遍にできるということなんですよ。ほいで、国がやつとるのは、ここに書いてとるね。特に例外性の強いことから、特に必要な場合に限って運用されるんです。近年は防衛省の大型警備艦か、潜水艦の建造のみに使われていますというぐらい特別なんです。これは特別なことに使われておる。今頃はええかげんになりよるん。我々の審議権を剥奪しようとして、こうした継続費の提案というのをしよる。あちこちでもやりよるみたいですよ。やりよるんじゃないけど、しかし毎年ちゃんと債務負担行為で、このことで長いことしようと思いませんが、執行部の態度として、対議会に対しての態度がこれじゃいけんのではないですかということですよ、どうですか。

(総務部長 細美 健君、挙手して発言を求める)

○議長（新家良和君） 細美総務部長。

〔総務部長 細美 健君 登壇〕

○総務部長（細美 健君） 継続費の活用でございますけれども、県内の例を取りますと、例えば福山市において近年も行われております。福山市では総合体育館のことで使われておりますし、また先ほど議員御指摘のありました25億4,400万のうち、年度割をしておりますので、年度割を超えて、あらかじめ先に使うというのは制度上はできない仕組みとなっております。

（20番 竹原孝剛君、挙手して発言を求める）

○議長（新家良和君） 竹原議員。

〔20番 竹原孝剛君 登壇〕

○20番（竹原孝剛君） いろいろ問題があるんですよ。今、細美部長が言われるように、しゃへんよというのは悪くない人が言うので、悪い人はしようと思うんですよ。先に勝手にできる。1回もう決めたんですから、我々が25億4,000万を決めたらもうできるんですよ、という制度ですよ、これは、継続費は。だから、債務負担行為で、毎年几帳面にせないけんのじゃないですかと言います。そのことについては、できれば削除してね、まだ本会議はありますから、いつでも債務負担行為に切り替えて提案をされればええと思います。

ほいで、もう時間がないので、次の建設費についてですが、ちょっと資料を出してもらえますか。建設費について資料請求したんです。それで、皆さんのお手元にあるように、回答書が来ました。新学校給食調理場計画の財源については、何の起債を使うのかなというのがちょっとよく分からんのですが、財源の内容についても書いてありません。

それから、3番目の候補地はどこですかという資料要求をしましたが、資料不存在ということですよ。それから、学校給食調理場の配送計画を4番目に聞きましたが、あれは新整備計画の案にありますというて記載しておりますが、時間を聞いたんですよ、私は。今つくつとる実施計画には、時間を書いてないんです。ほんで、それを資料請求したんだけど、それは出てない。ほんで時間も出てない。

それから、各学校ごとの受入整備費については、資料不存在、どうするんじやろうかな。各学校へコンテナを持って行って、リフトで上げるんか、エレベーターで上げるんか、子供らにみんなで持ち上げさせるんかということも資料不存在。ほいで、この実施計画の中にある、これをやることで財政が軽減しますよというて書いてあるけ、ほいじゃどのぐらい軽減額やら見通しはどうかというたら、これも資料不存在なんです。ほじゃけね、せつかくつくつた実施計画やらいろんなことですが、資料不存在でどこへ建てるかもわからんし、例えば今言うたように、熱源は何か、電気かガスか蒸気かもわからんし、200万の釜が、500食の釜が8つなんか3つなんか6つなんか、これもわからんじやないですか。そんなことも一個もわからんのですが、そういういろんな事細かな建設費の内訳の資料が不存在なのに、これが積み上がったということが不思議だということと、それからこれを継続費にすることもおかしいんじゃないんですかということなんです、お尋ねをしたいと思います。

（教育次長 甲斐和彦君、挙手して発言を求める）

○議長（新家良和君） 甲斐次長。

〔教育次長 甲斐和彦君 登壇〕

○教育次長（甲斐和彦君） 概算工事費の積算は、それぞれの項目において類似施設を参考にするなど、標準的な建築単価や最近の工事实績を基に算出をして積み上げたものを概算工事費の算出の根拠としております。議員から資料請求がございまして、不存在とさせていただいたのは、まずは種鶏場跡地のどこに建設するかということで、レイアウトとか面積ということでした。ですけど、現時点で今朝ほどの質問にもお答えさせていただきましたけれども、場所が決まっておらないという状況でして、議員は場所がどこへ決まって、どんだけの面積を使うんかというような資料を請求されているものと認識して、現在そういった場所が決まっていないということで、そういったレイアウトも決まっていないということで、資料を持ち合わせていないということで不存在とさせていただいたところであります。

それから、学校の整備費ですけれども、この学校整備については過去の工事实績を基に算出の根拠とさせていただいておりますけれども、議員の請求というのは、各学校を調査したその整備費を請求されるものと認識をしまして、各学校の詳細な調査をしておらないということで不存在とさせていただきました。

各学校へ配送した後は、小学校9校においては1階にランチルームがありますので、そこで食べていただく。小学校残りの3校については、給食のリフトがあります。中学校1校について、エレベーターの工事を予定しておりますけれども、工事費についてはその他の1億2,000万のところへ入れておるところでございます。

（総務部長 細美 健君、挙手して発言を求める）

○議長（新家良和君） 細美部長。

〔総務部長 細美 健君 登壇〕

○総務部長（細美 健君） 財源のうち、地方債のところでございますけれども、国の補助金と併せて地方債としては、基本的には過疎対策事業債を予定してございます。ただ、本年度につきましては1,600万の予算を計上させていただいておりますが、こちらにつきましては学校施設等整備事業債という起債を使う予定にしております。

（20番 竹原孝剛君、挙手して発言を求める）

○議長（新家良和君） 竹原議員。

〔20番 竹原孝剛君 登壇〕

○20番（竹原孝剛君） 国も去年、資料不存在は三百回出しておるそうですよ。国になろうちゃったんかなというふうに思いましたが、種鶏場跡地の、それじゃあ、いつ決まるんです、これは。いつ決まって、広さも決まってないんでしょう。ほんで、今までの他のまちや市がやられた類似の施設から足し算したんじゃないことですけども、正確なものが要るんじゃないの。我々が審議するのに、予算決算常任委員会でもたこれを聞こうと思っておりますが、何を根拠にこの金額が出たんかということになるじゃないですか。建設費、いっそも分からないよね、これ。各学校ごとの受入費も不存在で、1億2,000万の中身というのは1つも分からんのですね。



コンテナがどのぐらいの大きさなので、例えばリフトはどんなもんを造るんかとか、そんなことは一切、今の資料では分らないですよ、継続費の中じゃ。細美部長が忘れたんかもしれませんが。財政の軽減額、これも資料不存在ですよ。でも、実施計画ではこれはもうあれじゃというて書いておるんでしょう、軽減するというて。資料はほんなら何で不存在、軽減できるんですか。

時間もあんまりないので、償還計画も頂きましたよ。R7年から1億1,000万からずっと10年間ぐらいで返す。これの3割じゃけ、ほとんど大したことないじゃないですか。1億1,000万の7割じゃけ、およそ3,000万を返していくということになるんでしょう。3,000万を1年にじゃけ、その程度で財政が圧迫して、市民の皆さんに迷惑をかけるようなことにならないですか。今1人当たり70万5,000円ぐらいですかね、市民の税金の使う費用は。これが3,000円増えたけ、70万8,000円になるだけじゃないですか。そんな程度のこと、市民の皆さんや子供たちにおいしい思いやら、いい思いをさせていかないけんのじゃないですか。たった二、三千円のこと、財政の状況というのをしっかりと見極めて、まずどういうシフトをしていかないけんかということ、ぜひとも考えていただきたいというふうに思いますが、いかがですか。

(建設部長 坂井泰司君、挙手して発言を求める)

○議長(新家良和君) 坂井建設部長。

[建設部長 坂井泰司君 登壇]

○建設部長(坂井泰司君) 今回の基本計画の中に載っている事業費についてでございますけども、施設の整備を行う場合に、まず基本構想というのをつくります。その中で、何の目的でどういったものをつくるかというものを検討します。今つくっている、提示させてもらっているものが基本計画というものになります。基本計画では規模や位置、それから概算工事費というのを算定します。基本設計をするのはその次の段階で、この基本計画がある程度固まった状況でないと基本設計に移ることができないということです。基本設計に移りますと、より具体的に細かい内容について取決めができていくということです。それを基に実施設計を行って、最終的な予算や建設費が出てくるということになります。現在の状況の基本計画の段階では、当然基本設計という形で、どういう建物に細かいところまでの設計とかいう部分については、決められておりません。よそのいろんな自治体が造っている調理場、それらを資料に大体平米当たりの単価がどれぐらいかかるか、その内訳としては建築した費用がどれぐらいかかるか、電気設備に対してどれぐらいかかるか、それから機械設備に対してどれぐらいかかるかというようなことを検証しながら単価を出しています。それから造成工事、敷地の位置の決定の部分でございますけども、まだはっきり位置が決まっていないというのは、一応種鶏場の上の部分、市道88号線がありますけれども、それから上がって行って、右にシルバー人材センターがあるところ、逆に鶏舎がある部分、それについてどちらでも一応対応できるようにということで、今道路についても、下水の部分についても、それからそういった距離を持って計算をしております。それから、造成工事については敷地が1万から1万2,000ということになってはいますけども、

1万平米程度でどれぐらいのフェンスの延長が要るかとか、そういったことを積み上げたもので今回提示をさせていただいておるところでございます。

(総務部長 細美 健君、挙手して発言を求める)

○議長(新家良和君) 細美部長。

[総務部長 細美 健君 登壇]

○総務部長(細美 健君) 償還計画で、先ほど議員御指摘を頂きましたように、1か所、今回は27億900万で全体事業費をお示ししておりますが、これの償還計画で単年度の償還が大体2億6,000万円余りということになろうかと思えます。仮に3か所の整備をした場合、約20億円ほどの整備事業費が増嵩になる、増えるというふうに試算しております。こちらのほうが同様に20億円が増えますと、過疎債を仮に使ったとしましても、その3割であります6億円が増えることになると。また、現在3月に、少し話が飛びますけれども、過疎計画、過疎法につきましては、現在御存じのように今年度の末が期限ということで、自民党の過疎対策特別委員会というところを中心に協議をされておられまして、この協議の中で我々が知り得ておる最新の情報を、ちょっと古うございますけれども、みなし過疎につきまして設けることの是非を含めて検討ということになります。もし、過疎債がなくなった場合でございますけれども、この場合、1か所の整備でかかります3年間程度につきましては、過去の経過措置で過去の金額が担保されますので、約20億の後半から30億円ぐらいまでは借りることができます。他の事業と調整をしながら、10億円程度の捻出ができようかと思えますが、それ以降につきましては、大変捻出が難しくなります。と申しますと、3か所を整備させていただき、残りの2か所につきましては、20億円の増嵩分が過疎債が借りられないという状況になる可能性がございます。この過疎債の代わりに、先ほど申し上げました学校教育施設等整備事業債、こちらを使いますと、単独部分については交付税措置がございません。そうなりますと、先ほど過疎債を活用したときの後年度負担は6億円増でございますけれども、もし過疎債が活用できない場合は20億円がそのまま後年度負担として増嵩するということもございまして、そうしたところも含めまして、後年度の財政計画に影響があるという判断をしておるところでございます。

(20番 竹原孝剛君、挙手して発言を求める)

○議長(新家良和君) 竹原議員。

[20番 竹原孝剛君 登壇]

○20番(竹原孝剛君) 20億円かかってもやればええと思えますよ。一遍に20億を返すんじゃないんじゃけ。10年か、15年か、これは40年かかってもええわけで。毎年2億円ずつ返しゃええので、もし、そういうことも可能なんで返しゃええんよ、それは全然心配ないと思う。そのことも今後はようしっかり検討して、ここは令和44年までに返すという計画もあるじゃないですか。だから一遍に、そんなに無理をして返さでも、ぼちぼち利子もつけて返しゃええので、そのためには、子供のためにはいいんじゃないかなというふうに思います。

もう時間がなくなったので、あと2つぐらい残っているので以上としたいと思います。これも今、坂井部長が言われたように結構資料があるので、やっぱり中身について資料不存在的

ゃなくて、それからこんなもんで返すんじゃないくて、ちゃんと表にしたものを出すのが資料請求のあれじゃないんですかね、市の行政の。こんなんでも私が一々これを開いて、これはここに書いてあるけど調べないけんので、資料請求というのはそんなに不親切なことをしよるんですか。そんなことじゃいけないのじゃない、市民の皆さんは知らんよ、そんなことは。まあそれも含めて、もっと行政が真面目せにやいけないと思います。真面目な対応をせんと、全て今の政府のやるようなことに、政治不信がますます募るんじゃないかなというのを心配していますので、せつかく若い市長なので、しっかりとした、そうした市民に親切的な施策の展開というのは必要だろうと思います。

財政計画ですが、これは真面目にちゃんとページを打ってもらいましたが、例えばこの財政計画は午前中あったので、それと似とるんですけども、やはり地方交付税やら、いろんな特別交付税の見込額なども、これは令和7年までしかありませんが、もっと長いスパンで考えないけんのじゃないかなというふうに思います。この返済計画も令和44年まで書いてありますし、例えば今言う子供たちにタブレットを渡して、何年かで今度はまた買わないけんでしょう、2億数千円。などなどの計画も財政計画をしっかりとしかんといけんので、中期・長期計画を立てられたらどうですかということなので、お尋ねしたいと思います。

(総務部長 細美 健君、挙手して発言を求める)

○議長(新家良和君) 細美部長。

[総務部長 細美 健君 登壇]

○総務部長(細美 健君) 財政計画につきましては、財政運営の指針といたしまして財政の健全化を進めること、また実施計画策定等の指標といたしまして、策定年度から向こう3年間分を実施計画と一緒に示しをしております。また、先ほど議員お話しいただきました財政計画は、昨年度、新市まちづくり計画の延長に伴い作成しているものでございまして、令和7年度までの財政計画をお示ししたところでございます。今後厳しくなる財政状況につきましては、行革の取組等を含めて進めてまいる必要がございますけれども、現時点でこの期間以上の財政計画をつくる予定にはしてございません。

(20番 竹原孝剛君、挙手して発言を求める)

○議長(新家良和君) 竹原議員。

[20番 竹原孝剛君 登壇]

○20番(竹原孝剛君) ぜひとも長期的な視点に立って、こうした財政計画を立てると、本当に厳しくなってくるんじゃないかなというふうに思うので、要請をしたいと思います。財政計画については、また別なときでも。

もう時間がないので、次の指定管理者制度についてであります。基本的に指定管理の方向というのが、今回はどうなんかなというふうに思っていますので、やはり地元優先とか地域の活性化のためとか地域の雇用が増えるような中身で指定管理をすべきだと思いますが、その視点はどうなのか、お尋ねしたいと思います。

(市長 福岡誠志君、挙手して発言を求める)

○議長（新家良和君） 福岡市長。

〔市長 福岡誠志君 登壇〕

○市長（福岡誠志君） まず、指定管理制度について総論的にお答えさせてください。まず指定管理者制度におきましては、民間活力による利用者満足度の向上や管理運営コストの低減効果などのメリットのため導入するものでもあります。公の施設の管理を法人、その他団体に行わせるものでありまして、その手続におきましては、設置管理条例の改正や指定管理者指定の議決を要するなど、議会での審査を経なければならない仕組みというふうになっております。そして、地元の業者の育成ということで、先ほど質問がありましたけれども、やはり三次市にある施設を有効に使っていくと。そして、市民へのサービスをどれだけ還元できるかという視点というのは、この指定管理者にとって重要な部分ではないかというふうに思います。その結果、総合的な判断として、今回、指定管理者選考委員会におきまして厳正に審査をされた結果が、今回の指定管理者制度ということになっております。

（総務部長 細美 健君、挙手して発言を求める）

○議長（新家良和君） 細美部長。

〔総務部長 細美 健君 登壇〕

○総務部長（細美 健君） 今回の指定管理者の審査につきましては、4つの視点によりまして審査をしております。先ほど議員お話がありました、例えば地元の業者であるとか経験等々につきましては、その項目の中に加味をして加点といいますか、点数をつけるときに加味をして点数をつけております。そのほかには管理運営計画ですとか組織体制、財政基盤等もございまして、先ほど市長も申しましたように、それらを総合的に点数としてつけて、その総点数で評価をしておりますので、地元の事業者についても一定の加点というか、経験を反映するという審査方法によっておる状況でございます。

（20番 竹原孝剛君、挙手して発言を求める）

○議長（新家良和君） 竹原議員。

〔20番 竹原孝剛君 登壇〕

○20番（竹原孝剛君） 市民サービスがしっかりと前進するような指定管理の選任というのをしてもらいたいと思います。なんかに聞けば、金額が高いほうが選ばれたというようなことも何か書いてありましたが、やはりちゃんとした公平性を持ってやらなくてはならないんじゃないかなというふうに思います。これはまた委員会でも議論されるようですので、そこでまたお尋ねをしたいと思います。

以上で一般質問を終わります。御清聴ありがとうございました。

○議長（新家良和君） この際、議場内の換気作業のため休憩いたします。再開は15時20分といたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

——休憩 午後 3時 7分——

——再開 午後 3時20分——

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（新家良和君） 休憩前に引き続き一般質問を行います。

順次質問を許します。

（18番 保実 治君、挙手して発言を求める）

○議長（新家良和君） 保実議員。

〔18番 保実 治君 登壇〕

○18番（保実 治君） 清友会の保実 治でございます。議長のお許しを頂きましたので、一般質問をさせていただきます。今回も「市民の暮らしが一番」「周辺地域よくならずして三次市の発展はなし」の視点で、大きく4点、質問をさせていただきます。

大きく1番目、まちづくりの視点に立った害獣対策についてでございます。市長のお考えを聞きたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

今年は全国各地で熊の出没や人身被害が相次いでいることを受け、環境省は農林、警察など関係省庁と対策会議を開いております。今年は8月、9月の出没数は16年度以降の同月比で、最多で8月の人身被害も27件と、近年で最も多く、広島県内では616件の出没があります。本来、出没数が減る夏にも増えており、今までと違う傾向が出ております。過疎化などで里山が荒廃し、熊やイノシシ、鹿、人里に近づくハードルが低くなっていることが状況を加速させているものと聞いております。今年11月には、庄原市高野町で熊による人身被害があり、ドクターヘリの出動などもあっております。

モニターのほう、資料をお願いします。ここに今モニターに出ておりますのは、これは三次市内のある農家の家の隣の小屋、蔵ですね。そこへ中に蜂の巣があったらしいんですが、その壁を熊がぶち破って中に進入して、蜂蜜を取るといような事件も起きております。

そこでお伺いをいたしますが、中山間地域を多く抱えている本市として安全・安心なまちづくりを進めていく上で多くの困難があると思っておりますが、どのように進めるのか、こういうことに対しても、市長の御意見を伺いいたします。

（市長 福岡誠志君、挙手して発言を求める）

○議長（新家良和君） 福岡市長。

〔市長 福岡誠志君 登壇〕

○市長（福岡誠志君） この害獣対策につきましては三次に限らず、社会問題として、今いろんな取組が行われつつありますけれども、抜本的な取組というのはなかなか見だせていない現状があります。その中で、鳥獣被害防止対策に関連しまして、まちづくりや鳥獣被害に対する私の考えということでもありますけれども、日々変化していく社会情勢の中で、本市の豊かな自然や地域資源、これまで積み重ねてきた協働のまちづくりをベースに、市民が安心して住み続けられる持続可能な田園都市づくりを進めるように考えています。その害獣対策の一環といたしまして、これまで様々な関係団体に御協力を頂く中で対策を講じていますけれども、それに加えまして、今年度につきましては地域社会のデジタル化を推進するため、市民生活を便利で豊かにするというところでICTを活用すると、そして地域課題の解決へ取組を進めているという

ことであります。この有害鳥獣対策につきましても、環境改善であるとか侵入防止、捕獲を基本対策といたしまして、これらを総合的に進める中で、そのICTの活用も実証をする中で駆除班、関係機関と連携した地域ぐるみの取組による有効な対策として地域に普及させていくことが、安全・安心で住みやすいまちづくりにつながるものというふうに考えております。

(18番 保実 治君、挙手して発言を求める)

○議長(新家良和君) 保実議員。

[18番 保実 治君 登壇]

○18番(保実 治君) 今、市長に答弁いただきましたけど、私が議員にならせてもらって16年になりますが、そのうちこの鳥獣に関する質問を二十数回しております。でも、当初したのが17年ぐらいだと思いますが、その頃に比べて、ずっと駆除班の方、猟友会の人は本当によくやっていたいております。それでも、あの平成17年と今現在を比べて、市長は減つとると思いませんか。確かに、いろんな補助金もつけ、いろんな対策もされました。でも、これは永遠の課題じゃないです。いつか食い止めんと、移住者を幾ら引っ張ってこようと思っても、いろんな問題が出ています。

そして、今言われましたICT活用、今年から君田に箱わなでICTを使つてのモデル地区をやっておられます。見に行きました。委員会でも行きました。でも、聞いてみましたら、今現在1頭しか入ってないんです、春から今日まで。幾ら高いものをやつても、幾らいい機械を入れても、それはなかなか難しい面もあるんです。そういうことはたくさんあちこち出ております。もう少し何かいい方法がないかと私も思うんですが、特に今は今年に入って熊が非常に問題になっていますけど、19の自治連があつて、地域があつて、そこには駆除班もおられます。でも、クマレンジャー、これは県の対策ですが、クマレンジャーのいない地域もあるんです、町村もあるんです。そういうところを市長は知っておられますか。こういう対応はどういうふうに考えておられますか。

(産業振興部長(兼)農業委員会事務局長 中廣 晋君、挙手して発言を求める)

○議長(新家良和君) 中廣産業振興部長。

[産業振興部長(兼)農業委員会事務局長 中廣 晋君 登壇]

○産業振興部長(兼)農業委員会事務局長(中廣 晋君) クマレンジャーにつきましては、三次市の駆除班の中から県が任命をしているところでございます。現在、クマレンジャーは市内で17名おられます。クマレンジャーが担当エリアを持っていない箇所もございますが、こういった箇所につきましては、クマレンジャーの連携で対応していくということを確認しております。

(18番 保実 治君、挙手して発言を求める)

○議長(新家良和君) 保実議員。

[18番 保実 治君 登壇]

○18番(保実 治君) よその地区から手伝いや応援に行くんですよ。私も本人に聞きました、クマレンジャーの皆さんに。それは大変なんだと。でも、ICTはどうなんですかというたら、やはり人間がちゃんと行って見んと駄目なんですよ。君田にあるICTを使つた箱わな、今

度写真を持って来ればよかったんですが、熊がその箱わなまで行くんです。で、向きを変えて入らんです。賢いんですよ、今は動物も。入らんことには落とせんのですよね。取れないんです。幾ら機械のいいものを使ったとしても、やはり人間が汗かいて動いたときが本当なんですよ。その辺のこともよく考えていただきたいと思います。

そして、豚熱に感染した野生イノシシの発見が西日本に相次いで、今増えております。今は兵庫県ぐらまで来ております。でも、三次には養豚業者もおりますので、こういうことも今から気をつけていかないとということがあります。

そして、田園回帰が進んでいると言われますが、都市から移住してくる人はIターン、Uターン、この間も東京から私の常会に、子供を産んだり育てるのは田舎がいいと言って、こっちへ帰ってきました30代の夫婦ですが、それは新聞にも出ておりましたが、奥さんはジビエを使つての料理をします。旦那さんは2つ星のレストランにおったパティシエだと。来年の2月頃にオープンしますけど、その人たちが帰ってきてくれるんです。でも、その家の周辺にはイタチ、クマネズミ、アライグマ、タヌキなど多くすみつく状況が今現在あります。そして、今年の状況から異常気象の発生原因とも関わる環境問題として捉えていく必要もあると考えますが、その辺はどういうふうにお考えでしょうか。

(産業振興部長(兼)農業委員会事務局長 中廣 晋君、挙手して発言を求める)

○議長(新家良和君) 中廣部長。

[産業振興部長(兼)農業委員会事務局長 中廣 晋君 登壇]

○産業振興部長(兼)農業委員会事務局長(中廣 晋君) 今、有害鳥獣はイノシシ、鹿のみならず、いろいろな害獣によって被害が及んでいるという状況でございます。そういった状況で、野良犬、野良猫とかいろいろな市民生活に支障を来しているという状況にもございます。それぞれ所管は違いますが、環境政策課であるとか、またイノシシ等によって農業用の施設、ため池であるとか河川であるとかそういったところの被害もあります。そういったところで、関係部署であります建設部であるとかそういったところと情報の共有を図りながら、そして連携をしながら取り組んでいきたいというふうに考えております。

(18番 保実 治君、挙手して発言を求める)

○議長(新家良和君) 保実議員。

[18番 保実 治君 登壇]

○18番(保実 治君) 次の質問に行こうと思ったんですが、今、部長の答弁の中でため池という話も出ましたが、今また鳥のインフル、あれがはやっております、それは渡り鳥が菌をばらまくんですが、広島県の場合、特に三次も庄原もですが、ため池が多い。渡り鳥はどうしてもため池で休憩するんですよ。そういった意味で、大変な私たちの目に見えん、私たちが考えつかないようなことが今、環境問題の中でいろいろと起きていますと私は思います。そうした中で、Uターン、Iターン移住者の誘致をすると、相談窓口はあちこちありますけど、大抵相談しに行っているところで聞かれることは、仕事のこと、家のこと等を聞いておるそうです。でも、一番問題なのが、移住した後の暮らしをいかによくするかという点に力点を持っていか

んと、話を聞いたけど、こんな動物やら害獣、こんな問題があるんかと。私たちはこんなことを知らなかったよと。質素に子供と一緒に家族で過ごして、田舎で、本当に三次は光も全部通っておるし、非常に仕事もしやすい。家の近くで畑があり、田んぼがあつて、ちょっとしたものを作って自給自足もやりたい。そんな思いが、朝起きてみたら、いろんな動物によって荒らされておる。こんなはずじゃなかったよと。来るまでは一生懸命相談に乗ってもらいました。すみついて、今度は生活しようとしたらこういう問題が起きた。これじゃ、やっておられんということで帰っていく人もおるわけですよ。その辺のミスマッチによる移住の失敗説が広がってしまえば、多く。一応、移住の流れに水を差してしまうという問題も出てくると思うんですが、その辺の市長のお考えはどうでしょうか。何かありましたら。

(市長 福岡誠志君、挙手して発言を求める)

○議長(新家良和君) 福岡市長。

[市長 福岡誠志君 登壇]

○市長(福岡誠志君) 移住してみて、害獣にびっくりしたというようなことでありますけれども、このことは三次に限らず、全国的にそういう同じ傾向にあるというふうに思います。害獣の駆除については、先ほどの議論にもありましたけれども、これまで駆除班の皆さんや関係機関と連携した形でいろいろと捕獲頭数を増やしたり取り組んでいるものの、年々、農業被害額は増加する、あるいは捕獲頭数も増えているんだけど、それ以上に繁殖をしているといったような動物もいます。やはり保実議員と同じ気持ちで我々もおりますけれども、引き続き駆除班の皆さんとICTも活用する、そのほかの様々なものも活用しながら、この害獣の駆除について、移住者もそこに住む皆さんも一緒になって取り組んでいく姿勢というのが大切なんだろうというふうに思います。今後においてもいろんなヒントがありましたら、御助言、御意見をお願いできればというふうに思います。

(18番 保実 治君、挙手して発言を求める)

○議長(新家良和君) 保実議員。

[18番 保実 治君 登壇]

○18番(保実 治君) 私もこれはずっと前から言っておるんですが、担当部署だけじゃなくして、やっぱり連携を庁舎内でしていかななくては絶対無理だと思うんですよ。定住して移住してきてくれる、そんな人のこともあるんですから、定住対策・暮らし支援係って、今度は来年度から組織の改編をしてやられるそうですが、こういうところへ特別チームをつくって、いろんな係、課の意見を聞いて、それで新たなものをつくっていかんと、今までどおりのことをやっていたら同じことの繰り返しなんです。少しでも減すためには新しいことを、冒険かもわからんですけどやってみると、これは分からのじゃないかと思います。そして、これは結局、山村が荒れているから里に出てくる。里に出てきて見やすく餌が取れるからそこへすみついてしまう、そんなことをあると思うんですが、この原点の山の整備、動物たちを山へ帰すための1つの方法としてあります森林環境譲与税を活用した森林整備も考えられるんじゃないかと思うわけですが、これは特別なまだ新しい制度ですから、なかなか何もかにも山の整備に使うとい



うわけにはいかんのですが、緩衝帯の整備には使えるんじゃないかと、解釈の方法では。それというのが倒木や災害なんかのためにも、倒木をする場合に被害が出たらいけんからというように、この森林環境譲与税の活用には書いてありますけど、それは解釈のしようだと思いますが、その辺いかがでしょうか。

(産業振興部長(兼)農業委員会事務局長 中廣 晋君、挙手して発言を求める)

○議長(新家良和君) 中廣部長。

[産業振興部長(兼)農業委員会事務局長 中廣 晋君 登壇]

○産業振興部長(兼)農業委員会事務局長(中廣 晋君) 森林環境譲与税の使途につきましては、まず基本的には民有林の人工林、これの調査を行っていく、そして経営的に成り立つものについては林業経営体に委託をし、経営が難しいという森林につきましては市町が管理をしていくというのが大きな流れです。その中で、このたび県のほうから災害の起こった場合、被害を軽減するというを目的に、主要道路の沿線上の立木の伐採、そういったところもこの環境譲与税の使途で整備をすることが可能であるということ、県のほうからも確認が取れましたので、そういった事業にぜひとも使っていきたいということで、今現在その取組も進めているところでございます。そういったことが緩衝帯の整備にもつながるものではないかというふうに考えております。

(18番 保実 治君、挙手して発言を求める)

○議長(新家良和君) 保実議員。

[18番 保実 治君 登壇]

○18番(保実 治君) 部長、ありがとうございます。私もそれを何とか使えるんじゃないかと思うんですよ。ぜひとも検討されまして、それと冒頭に言いました、よその部署との連携、いい知恵を出してもらってください、みんなで。そうせんと、おたくの部署だけじゃ絶対無理ですよ、もう何年もやって増えておるんですから。熊まで出だしたんですから。そして、今、家の天井裏なんかに入って、それはハクビシンね。それから今度はアライグマ、大変なんです、今。これは皆さん、恥ずかしいけ言うてないところが多いんですよ。でも、ちょっと山沿いなんかに行ってもおります。町なかだったらアライグマがおるんです、天井に。それとかコウモリとかいろんな問題が今から出てきますので、それは下に置かないで、本当に連携を取りながらいい方法を皆さんで検討していただきたい。そんな思いでございます。

それでは次に、大きく2番目の農業用ため池管理保全法改正施行後の三次市の現状ということでお伺いをいたします。

自然災害が多発する中、今後も発生し得る災害に備えるため、農業、農村、防災・減災、国土強靱化対策の推進が喫緊の課題となっております。昨年6月11日の発表ですが、広島県内のため池1万9,772か所、そのうち防災重点ため池の市町村別では、三次市は692か所で、県内では庄原市の959か所に次いで県内4番目に多い自治体となっております。昨年7月1日、農業用ため池管理保全法が施行されました。農業用ため池の決壊による災害を防ぐため、補強対策など適正な管理を求める所有者らに都道府県への届出を義務づけました。届出を義務づけるの

は、ため池の所在や管理体制を明確にするためのものでありますが、今年10月の広島県議会の決算特別委員会の質疑では、今年12月末期限の届出が現在64%しか出ていないということがありました。現在の本市の届出状況、また重点ため池の数、それに対する工事等の状況について、まずは伺いをいたします。

(産業振興部長(兼)農業委員会事務局長 中廣 晋君、挙手して発言を求める)

○議長(新家良和君) 中廣部長。

[産業振興部長(兼)農業委員会事務局長 中廣 晋君 登壇]

○産業振興部長(兼)農業委員会事務局長(中廣 晋君) 市の農業用ため池の総数は2,160か所、県のため池データベース上であります。このうち令和元年7月1日に施行されました農業用ため池の管理及び保全に関する法律により、届出が必要なため池は現在1,810か所でございます。このうち本年10月末現在で1,499か所の届出があります。残り311か所のため池につきましては、ため池の機能を失っている、廃止、埋立てにより消滅しているなどの報告を受けているものが168か所、未届けが143か所となっております。

次に、防災重点ため池の数は、本年10月末で643か所でございます。これに対する工事でございますけど、県が平成25年から29年度にかけて耐震診断を実施し、県指定の重要ため池18か所の調査結果に基づきまして、対策が必要なため池について県営事業で改修工事を行っているところでございます。今後は県が残りの防災重点ため池についてため池診断を行い、本年10月1日に施行されました、ため池の特別措置法、これによって防災重点農業用ため池を指定して、防災工事等を推進していくということになります。

(18番 保実 治君、挙手して発言を求める)

○議長(新家良和君) 保実議員。

[18番 保実 治君 登壇]

○18番(保実 治君) ため池の所有者らは届けに加え、補強対策など適正な管理の努力義務が課されたんだろうと思います。そして、新たな義務が生じる中、届出をどう確保するかがポイントと思いますが、権利者の世代交代が進んだり、権利関係が不明確、複雑になっているとも考えられますが、今年12月末までに届出は完了すると見込んでおられますか。どういう状況なんでしょうか、伺いをいたします。

(産業振興部長(兼)農業委員会事務局長 中廣 晋君、挙手して発言を求める)

○議長(新家良和君) 中廣部長。

[産業振興部長(兼)農業委員会事務局長 中廣 晋君 登壇]

○産業振興部長(兼)農業委員会事務局長(中廣 晋君) 本年12月末までの完了は難しいというふうに考えておりますが、防災重点ため池を優先し、今年度末までには届出を頂くよう、引き続き県と連携をして、届出の促進に取り組んでいきたいというふうに考えております。

(18番 保実 治君、挙手して発言を求める)

○議長(新家良和君) 保実議員。

[18番 保実 治君 登壇]

○18番（保実 治君） 本当にこれ、届けは非常に難しいですね。催促してもなかなか、じゃあ、誰に催促したらええんか。今言いましたように、催促しても分からないものもありますから、大変しんどいと思いますが、ぜひ頑張ってください。

それと、法律では国や自治体が所有者らに財政、技術面を支援すると法律上は明記してありますが、どのような内容の支援等があるのか分かれば教えていただきたいと思います。

（産業振興部長（兼）農業委員会事務局長 中廣 晋君、挙手して発言を求める）

○議長（新家良和君） 中廣部長。

〔産業振興部長（兼）農業委員会事務局長 中廣 晋君 登壇〕

○産業振興部長（兼）農業委員会事務局長（中廣 晋君） 特定農業用ため池の防災工事につきましては、県が策定をする推進計画に基づくため池診断結果を踏まえまして、補強や廃止等、防災工事、適正な管理の実行に向けた技術的なサポート、こうした活動に対して国は必要な財政措置でありますとか地方債の配慮を行うということが示されております。ただ、今現在まだ調査をしている段階で、今後推進計画をつくって工事という流れになるかと思っておりますけど、今現在ではそういった状況で、今後はこういった国の事業ですね、これを活用して所有者が工事をされる際にはこの事業を活用して負担を軽減していくと、そういう考え方であります。

（18番 保実 治君、挙手して発言を求める）

○議長（新家良和君） 保実議員。

〔18番 保実 治君 登壇〕

○18番（保実 治君） まずは皆さんから届けをしてもらって、それを集計した後にそれに対する対策等を周知するという考えでよろしいですね。それと、農業用ため池のうち、決壊ときに人的被害を与えるおそれがあり、国や自治体が財産権を持たない防災上重要なため池は、特定農業用ため池として都道府県が指定をしますが、このハザードマップを作成する計画は将来的にあるのかどうか、お伺いいたします。

（産業振興部長（兼）農業委員会事務局長 中廣 晋君、挙手して発言を求める）

○議長（新家良和君） 中廣部長。

〔産業振興部長（兼）農業委員会事務局長 中廣 晋君 登壇〕

○産業振興部長（兼）農業委員会事務局長（中廣 晋君） 特定農業用ため池につきましては、県が作成します浸水想定区域図、これの提供を受けた後、来年度から順次ハザードマップを作成していきたいというふうに考えております。

（18番 保実 治君、挙手して発言を求める）

○議長（新家良和君） 保実議員。

〔18番 保実 治君 登壇〕

○18番（保実 治君） それでは、今年7月に特措法が施行されました特定農業用ため池の所有者は、必要に応じて補強工事をするとありますが、所有者がいろんな問題、工事費の問題等で補強工事をしない、というようなことを放置したという問題があるときにはどういうふうなことが考えられるんですか、お伺いします。

(産業振興部長(兼)農業委員会事務局長 中廣 晋君、挙手して発言を求める)

○議長(新家良和君) 中廣部長。

[産業振興部長(兼)農業委員会事務局長 中廣 晋君 登壇]

○産業振興部長(兼)農業委員会事務局長(中廣 晋君) まず、新たな法律では、農業用ため池の管理者等はため池の機能が十分発揮されるよう適正な管理に努めなければならないとされておりまして、管理上必要な措置を講じていないと認めるときは、県が所有者に対して防災工事の施工などを勧告することができます。しかしながら、その勧告に至る前に、まずはため池の所有者等に対して県と連携をし、法の趣旨でありますとか改修に係る補助事業の活用、あるいは緊急の防災対策として水位を下げさせていただくとか、そういった説明等を行いながら合意形成を図っていきたいというふうに考えております。

(18番 保実 治君、挙手して発言を求める)

○議長(新家良和君) 保実議員。

[18番 保実 治君 登壇]

○18番(保実 治君) それでは、特定農業用ため池の所有者が不明な場合は誰が補強工事をするのか、お伺いします。

(産業振興部長(兼)農業委員会事務局長 中廣 晋君、挙手して発言を求める)

○議長(新家良和君) 中廣部長。

[産業振興部長(兼)農業委員会事務局長 中廣 晋君 登壇]

○産業振興部長(兼)農業委員会事務局長(中廣 晋君) 所有者が不明な特定農業用ため池につきましては、所有者の探索を行ってもなお不明で、特定農業用ため池については決壊時に下流域に被害を及ぼすおそれがあるという要件がございますので、そういった場合は県知事に対して特定農業用ため池の施設の管理権、これはため池の操作でありますとか維持修繕、そういった権利のものですけど、これを県に対して申請をし、その取得をもって特定農業用ため池の対応について市が対策を講じるということが可能になってまいります。

(18番 保実 治君、挙手して発言を求める)

○議長(新家良和君) 保実議員。

[18番 保実 治君 登壇]

○18番(保実 治君) それと、所有者が不明で適正な管理が困難な農業用ため池については、市町村が管理権を取得できるということは書いてあると思うんですが、そうしたときに、三次市とすれば管理権を取得してからは、どういうふうな管理等を市としてされるんですか。これ、もしか一步間違えれば、放棄してしまつて管理者が分からんよと言われたときには市としても大変困るんじゃないかなと思うんですが、その辺がもし分かればお願いいたします。

(産業振興部長(兼)農業委員会事務局長 中廣 晋君、挙手して発言を求める)

○議長(新家良和君) 中廣部長。

[産業振興部長(兼)農業委員会事務局長 中廣 晋君 登壇]

○産業振興部長(兼)農業委員会事務局長(中廣 晋君) 特定農業用ため池以外のため池ですね、

こちらについては、決壊時に下流域に被害を及ぼすことがないというのが想定をされております。そういったため池を直接市が管理するということは考えてはございません。特に今、重点的にやっていくのが特定農業用ため池ということで、決壊時に下流域に被害のおそれがあるというものについて、そこを優先的に先行して防災工事等、診断等をやっていくというのがこれからの流れになろうかと思っておりますので、今現在ではそういった考え方でおります。

(18番 保実 治君、挙手して発言を求める)

○議長(新家良和君) 保実議員。

[18番 保実 治君 登壇]

○18番(保実 治君) 分かりました。それじゃ期限の年内いっぱい何とか届出をしていただくように努力をしていただきたいと思います。

それでは、大きく3番目の三次市自転車の安全利用に関する条例についてお伺いをいたします。

この質問は毎年、年1回質問をしておるものですが、都市部ではコロナ禍により通勤時間の通勤どきの3密を避けるため、電車やバスに変えて自転車を利用する人が増加し、自転車の売り上げも好調と聞いておりますが、本市においては運転免許証を返納し、高齢者が移動手段に自転車の利用が増え、特に電動アシスト車の台数が伸びていると聞きます。本市では、また三次市自転車の安全利用に関する条例、資料をお願いします。目的として、この条例の第1条、この条例は自転車の利用における諸施策を推進し、市民等一人一人が自転車の安全利用について理解を深め、交通事故を防止するように心がけ、他人を思いやり、互いに譲り合う精神を醸成するとともに、市民等の交通安全の確保を図り、安全な三次市の実現に寄与することを目的としております。そうした中、今モニターに出ておりますように、市の責務として、第3条に1から7項目ございます。それがこの1年間で市の責務として、どのような状況であったか、まずはお伺いをいたします。

(危機管理監 川村道典君、挙手して発言を求める)

○議長(新家良和君) 川村危機管理監。

[危機管理監 川村道典君 登壇]

○危機管理監(川村道典君) 条例に定める市の責務の実施状況でございますが、条例第3条に規定されております7項目の市の責務につきまして、まず同条第1号の自転車の安全利用に関する教育及び啓発につきましては、市のホームページに自転車の安全利用についてという常設ページを掲載し、自転車安全利用五則の遵守や自転車保険の加入等について呼びかけておりますほか、春、夏、秋、それから年末の交通安全運動期間及び5月の自転車マナーアップ強化月間には、ホームページに特設ページを追加して啓発を強化しているところでございます。また、交通安全運動期間中には、開始式の会場や各支所管内で実施をする交通安全テント村において啓発チラシを配布し、音声告知放送やピオネットのデータ放送によって啓発を行っております。

続いて、第2号の地域等における自転車の安全利用に関する活動の支援、第3号の自転車の灯火や両側面への反射器材の備付けの啓発につきましては、三次警察署や交通安全協会が小・

中学校等において実施する自転車の交通安全教室の際に、市が作成させていただきましたチラシを配布していただいております。このチラシに自転車安全利用五則の遵守や自転車点検の手順等について記載しているところでございます。また、この交通安全教室につきましては、本市では昨年度までは全小・中学校において実施をしておりましたが、今年は新型コロナウイルス感染症の影響によりまして、小学校は全21校中7校、中学校は全13校中4校、高等学校は3校中2校で実施をしているところでございます。

続いて、第4号の自転車の定期的な点検整備の促進、第5号の自転車事故の保険等への加入の促進につきましては、チラシの配布、市のホームページにおいて、自転車の保険であるTSマークへの加入を呼びかけております。このTSマークは、自転車安全整備店で自転車点検を受けることにより加入できる保険でございまして、市のホームページではTSマークを運営する公益財団法人日本交通管理技術協会のホームページとリンクをして、同協会のホームページにおいて、三次市内8つの自転車安全整備店がございすけれども、その整備店を確認することができることとしております。

続いて、第6号、自転車の安全利用を促進するための道路環境及び駐輪場の整備につきましては、令和2年3月に三次市自転車活用推進計画及び三次市自転車ネットワーク計画を策定したところでございまして、今後、歩行者の安全の確保と自転車の安全性、利便性の向上を図りながら行政拠点や地域拠点等を結ぶネットワークを形成するとともに、自転車の利用しやすい環境の整備を図ってまいります。そのほか、三次地区二輪車安全普及協議会に交通安全運動への協力を頂くなど、関係機関や団体と一層の連携を図ってまいります。

(18番 保実 治君、挙手して発言を求める)

○議長(新家良和君) 保実議員。

[18番 保実 治君 登壇]

○18番(保実 治君) これ、私が聞き漏らしたのかもわかりませんが、2番の地域等における自転車の安全利用に関する活動の支援というところで、これは昨年聞いたときだと思っておりますが、あのときの答弁では、三次警察署や三次交通安全協会と連帯し、マイカーの点検教室に合わせて自転車の安全利用についても地域の方の意向を伺いながら支援を行っていきたいというふうに考えておりますと、現在実施していないが、今後、点検教室に合わせて実施を行いますという答弁だったと思うんですが、今答弁された中にあるんなら別として、この辺はどうなったんですかね。

(危機管理監 川村道典君、挙手して発言を求める)

○議長(新家良和君) 川村危機管理監。

[危機管理監 川村道典君 登壇]

○危機管理監(川村道典君) マイカー点検教室につきましては、一般社団法人広島県自動車整備振興会が主催をして、県北地域では三次市、安芸高田市、庄原市、庄原市東城町の4地区が持ち回りで年1回ずつ実施をいただいております。三次市につきましては、平成30年度に実施をしております。次の三次での実施が令和4年度となっておりますので、この広島県自動車

整備振興会の三次支部と連携を取りまして御協力を頂くことというふうにはお話しさせていただいております。また、令和4年度には連携を取って実施をしていきたいと思っております。

(18番 保実 治君、挙手して発言を求める)

○議長(新家良和君) 保実議員。

[18番 保実 治君 登壇]

○18番(保実 治君) それではよろしくお願いをしたいと思います。

それと、6番目の自転車の安全利用を促進するための道路環境及び駐輪場の整備というところで、前回、昨年ですが、建設部長だと思んですが、これは。自転車の通行帯の設置表示などの自転車通行区間の整備を行うことを考えています、今後、自転車が安全に通行できるという環境整備対策については、道路管理者と協議を行いながら一緒になって取り組んでいきたいと考えておりますという答弁だったと思いますが、1年たった現在どういうふうになっておるのか、まずはお伺いをいたします。

(建設部長 坂井泰司君、挙手して発言を求める)

○議長(新家良和君) 坂井建設部長。

[建設部長 坂井泰司君 登壇]

○建設部長(坂井泰司君) 今年度につきましては、昨年12月に質問を受けたときにお答えしたと思うんですけども、自転車活用推進計画、それから三次市自転車ネットワーク計画というのを策定しました。ネットワーク計画の中で18路線をピックアップして、その18路線についてどういった整備ができるかということを検討しておりました。まだ実際に整備を行っているわけではありませんけども、来年度については安全施設中でそういった表示をしたりとかいうことをしていきたいなというふうに思っております。全て一遍にということではできませんけども、何路線かは警察と協議をしながらやっていきたいというふうに考えております。

(18番 保実 治君、挙手して発言を求める)

○議長(新家良和君) 保実議員。

[18番 保実 治君 登壇]

○18番(保実 治君) ですから、今年は計画ということで、来年度、ここにもあるように道路管理者と、これは市長になるんじゃないかと思うんですが、よく協議をされまして前に進めていただきたいと思っております。

そして、本年6月に改正道路交通法が施行されて、自転車についても危険行為の項目として妨害運転、いわゆるあおり運転ですが、規定されております。実際10月には、全国で初の逮捕者も出ておりますが、本市の条例に妨害運転という文字を入れる条例改正について検討される考えはないか、お伺いをいたします。

(危機管理監 川村道典君、挙手して発言を求める)

○議長(新家良和君) 川村危機管理監。

[危機管理監 川村道典君 登壇]

○危機管理監(川村道典君) 自転車のあおり運転の規定に伴う条例改正でございますけれども、

三次市自転車の安全利用に関する条例、第5条におきまして、自転車利用者は道路交通法その他の法令を遵守しなければならないというふうに規定をしてございますので、改正された道路交通法もこれに含まれることから、あおり運転に関しては特別個別に条例改正を行う必要はないというふうに考えております。

(18番 保実 治君、挙手して発言を求める)

○議長(新家良和君) 保実議員。

[18番 保実 治君 登壇]

○18番(保実 治君) あえて条例改正をしないということですが、決してあおり運転をするつもりでなくても、三次の場合、自動車専用道がない、少ない、そして車道を自転車が走らなくてはいけない。そういった中で自転車が前を走っていて、後から自動車が行ったときになかなか追い越せない。そのときに、前の自転車がふらふらしたときに、非常にそれも追越禁止のところだったら、特にまたいろんな問題も起きてくるのがよそでも出ております。その辺のこともよく考えられて、これは建設部にも関係ある道路の整備のこともありますし、自転車の専用道路のこともありますし、今の追越しの場合もあります。そして、中には車道を走らなくて歩道を走る、そうしたときに前に歩行者がおる、そして後から自転車が行くという。なかなか後から自転車が来ておるのが分からないということがあって、そして今気がついてみると、私なんか子供のときにはベルがあったんですね。今頃は全然ベルの利用というのは少なくなっておるんじゃないかと。特に三次の場合は、今言いましたように、車道を走りにくいから歩道は本当はいけないんですが歩道を走る。そうした場合に、後ろの自転車との接触事故が起きるというようなこともありますので、そういうことも頭の中に入れていろいろ検討していただきたいんですが、何かありましたらよろしくお願いします。

(危機管理監 川村道典君、挙手して発言を求める)

○議長(新家良和君) 川村危機管理監。

[危機管理監 川村道典君 登壇]

○危機管理監(川村道典君) 先ほど申し上げました、この条例第3条に定められている各項目、それに対して主に啓発でございますけれども、実施しておるところでございますので、これをきちんと実施して継続していくと。関係団体等と連携をして行ってまいりたいというふうに考えております。

(18番 保実 治君、挙手して発言を求める)

○議長(新家良和君) 保実議員。

[18番 保実 治君 登壇]

○18番(保実 治君) よろしく願いをして、次の大きく4番目の防災井戸の設置について伺いをいたします。

平成7年6月、地震防災対策特別措置法が議員立法で成立し、以後5年ごとに更新となっております。現在、平成28年度を初年度とする第5次5か年計画が推進されておりますが、その中の緊急防災基盤整備事業として、防災施設の見直し及び新規作成で井戸が防災施設に指定を



されました。そして、契約内容の中に井戸の設置を含めることとし、この井戸の設置を公共事業の1つとして国が都道府県や市町村に対して2分の1の補助をするとしております。市長の所信表明の筆頭に上げられます災害に強いまちづくりの実現のためにも、本市事業による取組をすべきだと思いますがいかがでしょうか、お伺いをいたします。

(危機管理監 川村道典君、挙手して発言を求める)

○議長(新家良和君) 川村危機管理監。

[危機管理監 川村道典君 登壇]

○危機管理監(川村道典君) 地震防災特別措置法におきましては、地方公共団体が井戸を整備する場合に2分の1の補助があるというふうに定められていることは承知をしております。この特別措置法において、飲用水、生活用水に供するためということで整備をするということに対しての、そういった助成制度がございますけれども、現在の国の補助事業のメニューの中で、そういった事業は私どもは少し確認ができておりません。まずは水道とか、あるいは消火用の水利であれば総務省の消防庁であるとかそういったところの事業メニューには、今この井戸の整備というものは載っていないところでございます。

(18番 保実 治君、挙手して発言を求める)

○議長(新家良和君) 保実議員。

[18番 保実 治君 登壇]

○18番(保実 治君) よく調べてみてください。井戸の整備というのは、今ボーリングをして現在あるもので、この辺で言いますと上水道が通ったから共同のボーリング場はそのままにして置いてとるよと。だから、これをうまく使えば、今も言いましたように、火災のときの初期消火にも使えるし、今度は災害が起きたときに、平成30年の災害のときもタンクローリーを出して水を配ったりもしましたけど、そういうことを少しでも少なくする意味で、今現在使っていないボーリングをしてあるところ、それをちゃんとまた整備をするという意味で私は質問したわけです。ただ、これも自分なりに調べてみました。県のほうも、来年度は何とかこれを実現したいような検討をしとるんだというふうな、はっきりしたことじゃないんですよ、検討をしつつあるという話は電話では聞いたところなんです。そのときに国もこういう制度があるよということを聞いたもんで今申し上げたようなことなんです、資料をお願いします。これは井戸のマップなんです、これは防災用の井戸なんです、ボーリングをした。これは広島県内のある市の井戸のマップなんです。ここもやってるんです。これはどういうふうにしとるかという、井戸であり、それからボーリングしたところ、手こぎのがありますよね。これをつけて周りを整備して、その地域の人に、いざというときにこれを使ってもらおうということを整備して、このマップを作っておるというようなことなんです。これは1つ、2つの市ではありません。こういうのを作っておる、補助しておる、整備しておるというところは。ですから、もうちょっと管理監、県、国で調べてみてください。何かありましたら。

(危機管理監 川村道典君、挙手して発言を求める)

○議長(新家良和君) 川村危機管理監。

〔危機管理監 川村道典君 登壇〕

○危機管理監（川村道典君） 議員御紹介の井戸の整備につきまして、県の担当部局は幾つかある  
うかと思しますので、を通じて調査をしてみたいと思います。

（18番 保実 治君、挙手して発言を求める）

○議長（新家良和君） 保実議員。

〔18番 保実 治君 登壇〕

○18番（保実 治君） ぜひよろしく願いをいたしまして、私の質問を終わります。ありがと  
うございました。

○議長（新家良和君） 本日の一般質問はこれまでとし、残りの質問は明日行いたいと思います。  
お諮りいたします。

本日の会議はこれまでとし、延会したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（新家良和君） 御異議なしと認めます。

よって、本日はこれで延会することに決定しました。

明日も会議は9時30分に開会いたします。

本日は大変御苦労さまでございました。

~~~~~ ○ ~~~~~

——延会 午後 4時15分——

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

令和2年12月7日

三次市議会議長 新家良和

会議録署名議員 伊藤芳則

会議録署名議員 山村恵美子